



Title	ウイグル文クトルグ印文書
Author(s)	松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 1998, 13, p. 1-62
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/17799">https://hdl.handle.net/11094/17799</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# ウイグル文クトルグ印文書

松井 太

## はじめに

19世紀末から20世紀初頭にかけて各国の中央アジア探検隊により将来された、いわゆるウイグル語世俗文書のなかには、物件（金銭・人的労働力をも含む）の供出を命令する公文書が存在する。これらの公文書は、総じて冒頭に①十二支獸紀年・月日が記され、次に②物件供出の理由・目的、③供出物件とその数量、④供出負担者が、場合によっては順序を変えつつ記され、最後に⑤供出命令文言が記されるという書式を有し、公文書としての公証力・効力をもたせるための公印（官印）とおぼしき印章が末尾に捺される。筆者は、このような書式上・形態上の特徴をもつ公文書を、ウイグル文供出命令文書と定義する。

筆者は前稿[松井 1998a]において、これらウイグル文供出命令文書が、13~14世紀モンゴル支配下のウイグリストン (pers. Uīgūristān. 「ウイグルの地」) を意味し、トルファン盆地を中心とする東部天山地方をさす) の歴史研究にとって重要な史料となり得ることを論じた。ただし前稿の主旨は、ウイグル文供出命令文書の内容・機能分析に関する先学の誤解を訂正すると同時に、唐代からモンゴル時代にいたる支配制度の通時的展開を歴史学的に解明することにあった。その結果、書式が完全に一致するウイグル文供出命令文書9件を利用するにとどまり、先学によるテキストとの相違点を文献学的に詳説することはできなかった。しかし、ウイグル文供出命令文書を歴史資料として利用するためには、文書の記載内容を正確に理解・把握した上で信頼に足るテキストを提出するという基礎的文献研究が不可欠である。

管見の限りでは、各国の研究機関に所蔵されるウイグル文供出命令文書は54件にのぼる。筆者は、そのすべてについてテキスト転写・訳註を提出する用意があるが、そのためには相当の紙幅が必要である。そこで本稿では、計54件

のウイグル文供出命令文書のうち、表題の「クトルグ印文書」として一括し得る 15 件の文書 (**Texts 1-15**) について、歴史学的利用に必要な最低限の解説を行ない、写真複製 (Plates I-XV) とともにテキスト転写・和訳・語註を提示する。<sup>(1)</sup> なお、このうち 6 件 (**Texts 1, 3, 7-10**) については、すでに前稿でテキスト・和訳を提出しているが、本稿ではその前提となった文献学的作業を補足する。

本稿第 1 節・第 2 節で解説するように、これら 15 件の「クトルグ印文書」は、「クトルグ印」と総称し得る複数の印章=公印が共通して捺されており、14 世紀中葉～後半に、チャガタイ=ウルス (*Cayatai-ulus*, いわゆるチャガタイ=カン国) の権威を奉じる同一の公権力者集団によって発行されたと考えられる。文書の作成者・発行責任者や作成時期といった歴史的背景の同一性・共通性を解明することが、出土文書の歴史学的利用にとって有効であることはいうまでもない。また、モンゴル時代史の二大根本史料群であるペルシア語・漢文の編纂史料には、14 世紀以降のウイグリスタンに関する情報は乏しい。以上の点を考慮すれば、計 15 件に過ぎないとはいえ、これら「クトルグ印文書」は歴史資料として大きな価値を有するといえる。本稿で特にとりあげる所以である。

もとより、筆者の能力では解明できなかった問題点も残されており、また誤読・誤解も少なくないと思われる。大方の批正・示教を切望するものである。

## 1. 「クトルグ印」と「クトルグ印文書」

ウイグル文供出命令文書に対する従来の研究は、1 件ないし数件単位でのテ

(1) 筆者は、本稿で利用する **Texts 1-15** のうち、**Texts 2, 8** を除く 13 件について、文書現物を実見調査した上、写真複製の発表許可を得ることができた。貴重な資料の研究・発表を許可された龍谷大学大宮図書館およびベルリン=ブランデンブルク科学アカデミー (BAW) に深甚の謝意を表する。また **Text 8** については、すでに公刊されている写真以外に、現在大阪大学に寄贈されている故山田信夫教授旧蔵のカラー写真をも参照した。この写真を将来され、筆者にも参照することを快諾された梅村坦・中央大学教授のご好意に感謝する。なお、本稿の内容の一部は、平成 8 年度内陸アジア史学会大会での報告に基づく。大会席上にて貴重な助言を賜った諸氏にも、この場を借りて謝意を表したい。

キストの解読が中心であった。その結果、文書に捺される印章についての検討や、また複数の文書にわたる比較も十分ではない。

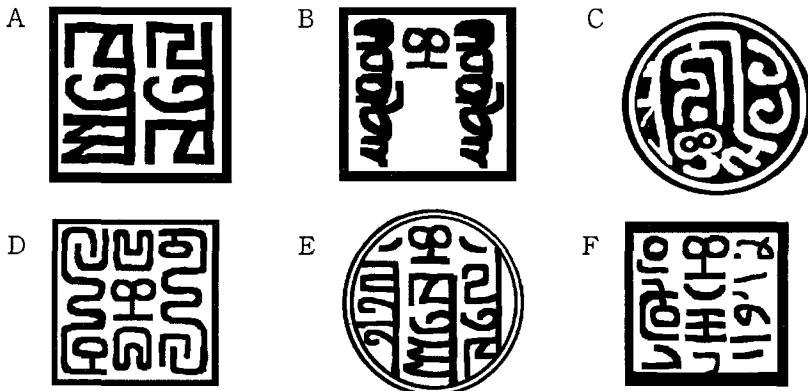
そのような中にあって、Zieme [1974, pp. 299-300] は、2件のウイグル文契約文書 (U 3908 = SUK Sa03; USp 67 = SUK Lo02) に捺されたタムガ (tamγa) 印がいわゆるパクバ ('Phags-pa, パスバ) 字で qutluy 「幸運な、福徳をもつ」という印文を有することを指摘しつつ、同様のパクバ文を有する印章の捺されたウイグル文書として計14件を列挙している。しかし、問題の契約文書2件のタムガ印は、実際にはパクバ字では解読できず [cf. 森安 1990, n. 9; 森安 1994, p. 71]、また Zieme が言及する14件の文書のうち Kyoto 8127 (= Ot. Ry. 8127, 本稿 Text 7) を除く13件は写真複製が公刊されていなかった。従って、これらの文書のパクバ字印について、その形状・印文・寸法などの具体的特徴や各文書ごとの捺印数、さらにはそれらが複数の文書で共通するかを再確認する必要があった。

筆者は、Zieme が列挙した上述の文書14件を調査した結果、後述する1件 (U 5305) を除く13件 (本稿 Texts 1, 3-7, 9-15) が供出命令文書であること、その13件の供出命令文書には計8種類の印章が捺されており、うち6種類が複数の文書で共通すること、さらにそのうち3種類がパクバ字印であることを確認した。この間、Zieme [1997, pp. 438, 443] も Texts 4, 10, 15 のパクバ字印の解説案を提出しているが、やはり写真複製は公刊されておらず、またその解説も簡潔に過ぎ、印鑑の形状・寸法や複数の文書にわたる相互関係については言及していない。そこで、複数の文書で共通している6種類の印鑑を図1に示しつつ、その特徴について解説を加える。

A : 方印。縦2.9~3.2×横3.1~3.6 cm. 2行にわたりパクバ字で qut-luq = qutluy と記される [Zieme 1974, p. 300; Zieme 1997, pp. 438, 443]. Radloff [USp, pp. 118-119] がこれを「漢字の公印 (officielles Siegel mit chinesischen Schriftzeichen)」とするのは誤り。

B : 方印。2.5~3.0×2.4~2.7 cm. 左右に1行ずつウイグル字で qutluy と記される。中央の行間上部に双葉状紋章あり。

図 1



C : 円印. 直径 3.0~3.3 cm. 印文はブラーフミー字を図像化したものと思われる.

D : 方印. 2.5~2.8 × 2.5~2.9 cm. 印文はパクバ字のようにも見えるが, かなり図像化されており, 解読不能. 中央部に双葉状紋章あり.

E : 円印. 直径 3.0~3.1 cm. 3 行にわたりパクバ字で čin-qut-luq = čin qutluq 「真に幸運な」と記される. Zieme [1997, p. 443] は印文を [oron] qudluq と読むが<sup>(2)</sup>, 従えない. 中央上部, 印文 2 行目の q 字の上に双葉状紋章あり.

F : 方印. 2.3~2.5 × 2.3~2.5 cm. 中央部には漢字の「王」と思われる印文がみえるが, それ以外は解読不能. 中央上部に双葉状紋章あり.

上に示したように, それぞれの印寸は文書によって異なるものの, これは捺印時のずれや墨の濃淡, または紙の収縮によるものと考えられ, いずれも誤差の範囲内とみなすことができる. そこで筆者は, これら 6 種類に, Texts 8, 9 下端に捺された 2 種類 (表 1 \*1, 2 参照) を加えた計 8 種類の印鑑を, A · B · E の印文にちなんで「クトルグ印 (Qutluq-seals)」と総称することとする.

また, Zieme [1974, p. 300] が言及した U 5305 (TM 223 = USp 21) には 4 種類の

(2) この際, Zieme は筆者の修士論文に言及しているが, 本文に示した筆者の解読案は修士論文段階から変更していない.

表1

Text	年月日	A	B	C	D	E	F	その他
1	鶏年閏 9月16日	下端	完			完	完	
2	鶏年 11月10日	完						
3	鶏年 12月 ?日	完						
4	犬年 6月 ?日	完						
5	犬年 8月 7日	完						
6	犬年 11月 4日	完						
7	犬年 11月 ?日	完		完	完	上半部		
8	犬年 12月 9日	完		完				
9	鼠年 12月 6日	完	完	完		完	完	下端缺 <sup>1</sup>
10	牛年 7月 21日	完			完			完 <sup>2</sup>
11	虎年 10月 24日	完		完	輪郭	完	左半部	
12	(不明)	完	完					
13	?年 12月 ?日	下半部		完	完	上半部		
14	?年 8月 4日	左下部	完	完	完	完	完	
15	(不明)				左下部	右端缺		

\* 1 方印, バクバ字 2行 (左行は pe-, 右行は ge-). 中央部に双葉状紋章.

\* 2 八葉花弁状. 中央部に双葉状紋章.

印章が捺されているが, 筆者が実見したところ, それらはクトルグ印のいずれとも異なり, またバクバ字でも解読できなかった. 一方, 筆者は未だ文書現物を実見していないが, Zieme が言及しなかった Text 2 にもクトルグ印 A が, 同じく Text 8 にもクトルグ印 A・C が捺されていることを発見した.<sup>(3)</sup> つまり, 管見の限り, ヴトルグ印 A~F が共通して捺されたウイグル文書は Texts 1-15 の計 15 件となる. 表 1 はこれらクトルグ印の捺印状況を整理したものである.

さて, 複数の文書で共通するクトルグ印 A~F の捺印順序は, その一部が捺されない場合もあるが, 文書末尾上端から A→B→C→D→E→F で一定している [Plates I-XV 参照]. さらに注目すべきは, この A~F という捺印順序を保とうとする意識が明白に看取されることである. 例えば Text 1 では, ヴト

(3) Text 2 に捺されたクトルグ印 A について, 黄文弼 [1954, p. 64] は「雜文方章」と報告しながら印文の解読案を示さず, 梅村坦も「ウイグル文か否かは断言できない」[1990b, p. 28] あるいは「回鶻文 (?)」[1991, p. 158] と註記するのみ. 山田 [V, pp. 25-26] も, Texts 8, 9 の印鑑の類似を漠然と指摘するにとどまり, 両者が同一のものであることに気付いていない. いずれも, これらの印がバクバ字印文を有することに言及せず, 文書の年代比定の指標としても用いていない. 本稿第 2 節 [p. 8] も参照.

ルグ印A・Bの次におよそ印 chapter 2 個分の空白をおいてE・Fが捺されている。この空白部は、**Texts 7, 11, 13, 14**でクトルグ印A・Bの次に捺されているクトルグ印C・Dが捺されることを想定して設けられたと考えられる。同様の空白を設ける捺印方法は**Texts 7, 8, 9, 10, 11, 13**にも見られる。おそらくこの捺印順序は、クトルグ印A～Fを保有・捺印する6人の人物の、公権力上の序列を反映していたに相違ない。もし、クトルグ印が伝世印として数世代にわたり継承され、世代的に異なる公権力者集団によって**Texts 1-15**に捺されたものであれば、その捺印順序すなわちクトルグ印保有者たちの序列にも、若干の変化が生じている方が自然であろう。従って、**Texts 1-15**はクトルグ印A～Fの保有者たちを中心とする同一の公権力者集団によって発行されたと推測される。

また**Texts 1-15**には、物件の供出を命じられる供出負担者として、Yapïy「ヤピグ」、Taš-Tölük「タシュ=トレク」、Qara-Qaya「カラ=カヤ」、aldın Sarï üy「下等のサリグ戸」、Mayaq-Bükän üy「マヤク=ビュケン戸」など、複数の文書に同一人名が現れる例がある〔語註 2r3c; 2r10, 4r9; 6r7, 15r11; 7r4, 9r4; 7r5, 12r7-8〕。いずれも断言はできないが、これらは同一人物である可能性がきわめて高い。さらに文書の筆蹟に着目した場合、**Text 4**と**Text 6**は完全に同じであり、同一人物(書記)によって書かれたことは明白である。つまり、**Texts 1-15**の関係者は、捺印者=発行責任者以外にも、部分的に共通しているのである。

最後に、**Text 1-15**の出土地・将来地(多くは作成地域に近接すると考えられる)を検討しておこう。ドイツ探検隊将来の**Texts 1, 3-6, 9-15**のうち、第2次隊将来の**Texts 3, 4, 5, 9, 13, 14**は、高昌故城(Qara-Qočo ~ Qara-Höğä > 哈刺火州～喀喇和卓, etc.; Idiqut-Šahri)出土を意味する出土地記号 D (= Dakianusšahr)を原番号中にもっている。第1次隊将来の**Texts 1, 6**には出土地記号がなくTM(Turfan-Manuskript)の原番号が付されるのみであるが、第1次隊の発掘作業は高昌故城を中心としていたから、この2件もやはり同地から将来された可能性が高い[cf. 山田 XVI, pp. 43-44]。同じく第1次隊将来の**Text 12**が疑問符つきながらも出土地記号 D を有することも、この推測を支持する。また、大谷探検隊

将来の **Text 7** は「喀喇和卓出土」と書かれた封筒で整理されており、西北科学考古団将来の **Text 2** は高昌故城の西のヤールホト出土であることが明言されている〔黄文弼 1954, p. 64〕。イスタンブル大学所蔵の **Text 8** の将来経緯については不明であり、ドイツ第3次隊将来の **Text 10** にはやはり出土地記号がなく、**Text 11** には原番号自体が付されていない。しかし、この3件もやはりトゥルファン地域から将来されたことは、ほぼ確実である。<sup>(4)</sup>

以上、本節で述べてきた点を総合的に勘案すれば、クトルグ印A～Fの捺されたウイグル文供出命令文書 **Texts 1-15** が、近接する(ただし、最短の場合でも鶏年～虎年の6年間にわたる)期間に、トゥルファン地域内で同一の公権力者(=捺印者=発行責任者)集団によって発行されたこと、すなわち時代・地域・関係者といった歴史的背景をほぼ同じくすることは明白である。そこで筆者は、この15件の文書を「クトルグ印文書」と総称することとしたい。

## 2. 年代

本節では、これらクトルグ印文書の発行された年代について考察する。

供出命令文書を含め、ウイグル文書は総体的には10～14世紀に時代判定されるが、そのほとんどは十二支獸のみによって紀年が記されるため、絶対的な年代比定は困難である。しかし、書体および言語学的の特徴に着目した場合、クトルグ印文書はいずれも完全な草書体で書かれており、またモンゴル語からの借用語彙 (uig. möngkä < mong. möngke; noqoy < noqai; saba < saba; noyin < noyan; tägäläy < degelei) が散見する〔語註 1r2, 3r2, 4r7-8, 5r4, 6r3〕。従って、クトルグ印文書が13～14世紀のモンゴル支配時代に属することは確実である。

さらに、前節で指摘したように、クトルグ印A・E、さらに **Text 9** 下端の方印はパクバ字の印文を有している。周知の通り、パクバ字は、第5代モンゴル

(4) **Text 8** を含めたイスタンブル大学所蔵ウイグル語文献の将来経緯については、Arat 1965, p. 264; 山田 V, pp. 13-15; 梅村 1977a, pp. 06-07.

(5) ウイグル文書の相対的時代判定の指標となる書体その他の特徴については、森安 1990, pp. 69-72; 森安 1994, pp. 63-83.

皇帝クビライ (Qubilai, r. 1260-94) の命令によってチベット仏僧パクパ ('Phags-pa) が作成し、至元6年(1269)に「蒙古新字」として頒行されたものである。すでに Zieme [1997, pp. 438, 443] もこの点に着目し、クトルグ印文書 (Text 4, 10, 15) を元朝=大元ウルス (Dai Ön Yeke Mongγol-ulus) 時代に比定している。

ここで注目すべきは、クトルグ印文書と、トゥルファン地域出土チャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書との類似性・共通性である。この点は、山田 [V, pp. 25-26] および梅村 [1981, n. 33] により、一部のクトルグ印文書について漠然と指摘されるにとどまり、年代比定に際しての指標としても用いられていない。そこで、両者の類似点・共通点を具体的に明らかにすることにより、クトルグ印文書がチャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書とほぼ同時期・同時代に属することを論じる。

第1の共通点は、クトルグ印B・D・E・FおよびText 9下端の方印やText 10下端の円印にみえる、双葉状の紋章 (ヰ) である。チャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書の公印や、西トルキスタン発現のチャガタイ=ウルス当主の名を鋳した貨幣にも、この紋章と完全に同一の双葉状紋章が現れる。これは、チャガタイ=ウルスの名祖チャガタイ (r. 1227-42) のイニシャルčaを示すチベット字のča (cha) を上下反転させて紋章としたものと考えられており [Oliver 1891, pp. 8-9; A. von Le Coq *apud* Ramstedt 1909, p. 845, n. 1; 佐口 1942, pp. 100-101; Franke 1962, pp. 406-407]、いわば「チャガタイ紋章」と呼ぶことができる。

第2点は、Texts 2, 4 にみえる特殊な敬意表現形式である。Text 2 では line 3 行頭の qan 「カン、君主」に敬意を表わすため、lines 4-5 の行頭が下げられている。また Text 4 で lines 3-4 の行頭が下げられているのも、同様に line 2 行頭の人名ケドメ=ベグ (Kädmä-bäg) に敬意を表すためである。すでに松川節 [1995, pp. 112-115] は、このような行頭下げ(降格)による直前行頭語への敬意表現形式がチャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書に特徴的なものであることを指摘している。そこで筆者は、松川の指摘に従いつつ、この「降格」による敬意表現形式を「チャガタイ式敬意表現」と呼ぶこととする。

この「チャガタイ紋章」と「チャガタイ式敬意表現」の存在から、クトルグ印文書を作成・発行したウイグリストンの公権力者集団が、チャガタイ=ウルスの権威を奉じていたことは明白である。すでに松川[1995, p. 122]も、書体と「チャガタイ式敬意表現」に基づいて、Text 2 をチャガタイ=ウルスの影響下において作成された文書と推測した。Text 2 には「チャガタイ紋章」のないクトルグ印 A しか捺されていなかったが、Texts 1, 7, 9, 10-14 でクトルグ印 A とともに捺されているクトルグ印 B・D・E・F にチャガタイ紋章が確認されることから、筆者は松川の推測を支持・補強するものである。なお、松川はその年代を大きく 14 世紀とするが、本稿では、より詳細な年代比定にむけて、まずチャガタイ=ウルスによるウイグリストン支配の開始時期を先学によりつつ検討する。

周知の通り、クビライ時代から 14 世紀初頭まで、ドゥア(Du'a~Duya~Duwa, r. 1282-1307)を当主とするチャガタイ=ウルスは、オゴデイ系のカイド(Qaidu)に与して大元ウルスと敵対していた。カイドの死(1301)後、ドゥアは逆に大元ウルスと結んでオゴデイ系諸派を追い落とし、西暦 1306 年に至って中央アジアの単独主権を確立する[加藤 1978, pp. 146-154]。この間、ウイグリストンは大元ウルスとカイド・ドゥア勢力とに両属する状態が続いていたとされる[杉山 1987, pp. 48-50 & n. 19]。その後、至順 2 年(1331) 5 月に完成した『経世大典』輿地図(および、それに依拠する『元史』卷 63・地理志 6・西北地附録)では、哈刺火者(<Qara-Hōga, 高昌)・別失八里(<Biš-Balīq, 北庭)を含む「畏兀兒地」すなわちウイグリストンは、チャガタイ=ウルス当主ドレ=テミュル(\*Döre-Temür>篤来帖木兒, r. 1331-?)に属するものとされている。この時点で、チャガタイ=ウルスによるウイグリストン支配は、大元ウルス政府によって公認されていたこととなる[杉山 1996, p. 213]。

一方、チャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書の年代は、これまでに 7 件が確定されており<sup>(6)</sup>、そのうち最も年代が古いものは西暦 1326 年のケベク(Kebeg,

(6) Franke 1962; Clark 1975a. なお、Rybatzki [1997, p. 283] による BTT XVI, Nr. 73 文書の年代比定には未だ疑問が残る。

r. 1318-26) 発行文書 (BTT XVI, Nr. 76) である。また、チャガタイ=ウルス当主トゥグルク=テミュル (Tuyluy-Temür, r. 1346-63) に宛てられたウイグル語免稅請願文書 U 5282 (TII D271 K + TM 221 = USp 22) は、エセン=ブカ (Esen-Buqa, r. 1310-18), ケベク, エルジギデイ (Eljigidei, r. 1327-30), ジンクシ (Jingxi, r. 1334-38), イスン=テミュル (Yisün-Temür, r. 1338-39) らの歴代当主によって高昌に派遣されたダルガ (daruya ~ daruyači > chin. 達魯花赤) や使臣 (ilči) が、カラ税 (qalan) の賦課・免除を行なっていたことを伝える [Arat 1937; Arat 1964a, p. 153; ETHV, pp. 30, 35, 40; Clark 1975a, pp. 196-198]。これらの出土文書は、チャガタイ=ウルスによるウイグリストンの実効支配が、遅くとも 1320 年代後半には開始されていたことを示唆する。

なお「チャガタイ紋章」を持つ貨幣は、いずれも西トルキスタン出土ではあるが、その最古のものはやはりケベク時代に発行されたものである。逆に、カラ=フレグ (Qara-Hülegü, r. 1242-46), アルグ (Algu, r. 1260-65/66) のものをはじめ、13 世紀に発行されたチャガタイ家の貨幣には「チャガタイ紋章」はみられない [Oliver 1891, pp. 10-11; 佐口 1942, pp. 100-101; 蔣其祥・李有松 1990; 韓雪昆 1992]。この点を考慮すれば、「チャガタイ紋章」が使用され始めるのは 14 世紀以降とみなすことができる。

以上をまとめれば、クトルグ印文書の年代は、元代 (至元 6 年 = 1269 年以降) という Zieme [1997] の比定からさらに限定し、13 世紀には遡り得ず、1320 年代後半から 1330 年前後をチャガタイ=ウルスによるウイグリストン支配が開始する画期として、それ以降に比定することができる。

さらに、Text 1 (line 1) の t(a)qīyu yīl žūn toq(u)şunč ay 「鶏年閏九月」 [語註 1r1] という年月記載は、クトルグ印文書のより具体的な年代比定を可能にするものである。14 世紀のウイグリストンの暦は、大元ウルスの正朔である授時暦に従っていたと考えられる [Bazin 1991, pp. 245-246]。そこで、授時暦中に「鶏年閏九月」を求めれば、至正 17 年 (1357) 丁酉閏 9 月が対応する。これを基準として、十二支獸紀年が残されている Texts 2-11 について最も近接する年代

を求めれば、表2のようになる。

当然、Texts 2-11について12年周期の誤差を考慮に入れる必要があるが、前節で論じたように、クトルグ印文書15件の年代が互いに大きく離れるとは考えにくい。表2の年代比定が絶対的ではないにせよ、少なくともその前後、つまり14世紀中葉～後半にクトルグ印文書を年代比定することは、本節で述べてきたような通史的・政治史的大状況とも齟齬せず、妥当であると考える。

表2

Text	年月日	年代比定案
1	鶏年閏 9月16日	至正17年(1357)丁酉
2	鶏年 11月10日	同 上
3	鶏年 12月 ?日	同 上
4	犬年 6月 ?日	至正18年(1358)戊戌
5	犬年 8月 7日	同 上
6	犬年 11月 4日	同 上
7	犬年 11月 ?日	同 上
8	犬年 12月 9日	同 上
9	鼠年 12月 6日	至正20年(1360)庚子
10	牛年 7月21日	至正21年(1361)辛丑
11	虎年 10月24日	至正22年(1362)壬寅

### 3. 文書の書式と内容解説

冒頭にも述べたように、ウイグル文供出命令文書の書式はきわめて簡潔である。しかし、簡潔で情報量が少ないゆえに、かえって文書の文脈・内容は把握しがたい面がある。さらに、僅かな文書の破損・テキストの缺落さえも文脈・内容理解にとって大きな障害となっていた。この点は、本稿で対象とするクトルグ印文書も例外ではなく、その内容・機能が誤解されている文書もいくつもある。そこで本節では、個々の文書内容および機能を理解するため、必要最低限の解説を行なっておく。詳細には各文書の[解説]の項を参照されたい。

(1) **Texts 1, 3, 7, 8, 9, 10:** この6件は、《序数詞》+ käsig-kä tutzun という命令文言を有するのが特徴である。käsig ~ käzig は、「順番」の原義から、トゥルファン出土の唐代漢文文書に頻出する「番」の透写語として用いられ、輪番制の徭役である「番役」ないしは「(番役の)当番」を意味する。また、tutzun < v. tut- は原義「保つ、つかむ、保持する」から、税役負担を物件供出によって「充当する；代納すること」を意味する。従って、この6件は、物件の供出による番役代納を命じる文書である。従来、käsig ~ käzig をモンゴル語やチャガタイ語の

käsig ~ käšik「哨兵，宿衛兵」に関連させ，これらの文書を「番直指令書」などと解釈してきたのは誤りである。以上の点については，すでに前稿[松井 1998a]で詳論したので参照せよ。

(2) **Texts 2, 4, 5, 6, 12, 15:** これらの文書では，物件供出の目的およびその総量が述べられた後，多数の供出負担者に対して各自の負担額が言及され，最後に birzün ~ birşün「与えよ；供出せよ」という供出命令文言が記される。なお，Text 12には，多数の人戸に対する駅伝馬供出以外に，番役に関する2種類の供出命令が付加されている。第(4)項および語註 12r12-14 を参照。

(3) **Texts 11, 13, 14:** Text 11は紙質・保存状態が悪く，またTexts 13, 14は文書の破損・缺落が著しいため，文書内容・文脈の理解は甚だ困難である。しかしながら，冒頭の紀年・月日，また文末の供出命令文言が断片的ながら読みとれるので，その他のクトルグ印文書と同様に供出命令文書とみなすべきである。

(4) **Texts 2, 5, 6, 12, 14** では，物件供出の目的に関連して《税目名称》+奪格語尾 (+tün / +tin) という，並行する構文が現れることが注目される。

qan-qa iđyu min-tä aldjin yapıγ-nïng tarıy aγız-in-tün (Text 2, lines 3-4)  
「カンに送るべき麺粉のうち，下等のヤピグの主穀アギズ税以外に」

anuđup turju qoyn-ta tüđün-tin (Text 5, lines 2-3)  
「準備しておくべき羊のうち，トゥトゥン税以外に」

tämür buq-a ilči-kä yulüγ-qä birgü bir körk tägäläy-ni tüđün-tin (Text 6, lines 2-4)  
「テミュル=ブカ使臣にユリグ税として与えるべき1着の körk (?) 上着を，トゥトゥン税以外に」

käsig-tin bačaq qulı üy mayaq bükän üy bilä ulayči birzün (Text 12, lines 12-14)  
「番役以外に，バチャク=クリ戸がマヤク=ビュケン戸とともに馬夫を供出せよ」

al xoča-qä birgü [ ] yoγluq böz-tä borluq aγız-in-tün (Text 14, lines 2-4)  
「アル=ホチャに与えるべき……布地用棉布のうち，ブドウ園アギズ税以外に」

ここで問題となるのは，税目名称に後続する奪格語尾 +tün / +tin の解釈である。筆者は，上に示したように，この奪格語尾 +tün / +tin をいずれも「～以外

に」と訳し、先行する「主穀アギズ税；トゥトゥン税；番役；ブドウ園アギズ税」など、本来負担すべきいわば「正税・正役」の額外に加重される形で、物件供出が命令されているものと解釈する。その根拠は、Text 12 上掲箇所に後続する部分に、実際にはテキストが破損・缺落しているものの、前項(1)にみた番役代納命令が復元されることである[語註 12r14-16]。このテキスト復元が正しければ、同一文書中に、同じく käzig 「番役」に関連する物件供出命令でありながら、 käzig-tin ..... birzün / käzig-kä tutzun という用法の違いが存在することになる。このことは、 käzig-tin ..... birzün という命令文言が、物件供出による番役の「充当・代納」命令である käzig-kä tutzun と、何らかの点で相違していたことを示唆する。従って、Text 12 上掲箇所でバチャク=クリ戸・マヤク=ビュケン戸が命じられた馬夫 (ulayčí) 供出は、番役の代納ではなく、番役「以外」に賦課されたものと解釈できる。また、Text 12 上掲箇所の käzig-tin ..... birzün と、Texts 2, 5, 6, 14 全体の書式構造は共通するので、これらの文書にみえる奪格語尾 +tin / +tin も、やはり「～以外に」と訳し、「正税」の額外の賦課を示すものとみる。

## テキスト転写・和訳・語註

テキスト転写については、標準的発音表記(transcription)と翻字(transliteration)を折衷した SUK 2 の方式におおむね準拠する。

また、テキストの破損部分や和訳に関しては、以下の凡例による。

### テキスト

<b>Bold</b>	テキスト破損部分を復元したもの。
<i>Italic</i>	一部が欠けている、または不明瞭な文字の復元。
[ ]	テキスト破損部分。
(.....)	一部が欠けている、または不明瞭な文字の概数。

### 和訳

[いろは]	テキスト破損部分を復元したもの。
(いろは)	言い換え、補足説明。
.....	テキスト破損部分ないし不明瞭な部分。

## Text 1 U 5300 (TM 102a) BBAW

[解説] 鶏年(1357)閏9月16日付, ブドウ酒供出による番役代納命令.

[転写] 松井 1998a, 文書 I.

[研究] ETHV, pp. 21, 36 [224/76]; Zieme 1974, p. 300.

[備考] 17.8 × 14.5 cm. Chamois α ~ beige clair. 右上・左下部缺(下端あり?).

漉き縞(4~5 / cm)のある不均質な中下質の紙. 現在は台紙に貼付保存.

1 tqıγu yıl žün toqşunč ay  
2 altü yg̚rmikä möngkä tmür  
3 baš-lıy bág-lär-ni T[ ]  
4 alıp uşdγu iki qap  
5 bor-ta (.)[ ](.) bükän үy  
6 bir qap bor birip üçünč  
7 käşig-kä tutzun

1 鶏年閏九 [月]  
2 十六日に. モンケ=テ [ミユルを]  
3 はじめとするベグたちを……  
4 迎えて送り出すための2 [カブの  
5 ブドウ酒] のうち, ……=ビュケン戸が  
6 [1] カブの [ブドウ酒を] 供出し, 第3  
7 番役に充当せよ.

[語註]

1r1, žün: ~ žün < chin. 閏. 『高昌館訳語』には šün ay / chin. 閏月という対訳例があり [Ligeti 1966, pp. 199, 293], トウルファン出土モンゴル語曆書断片 (BTT XVI, Nr. 55, line 8) にも š-ün の形式で在証 (attest) され, また『集史』にも šün āy

として借用されているが[TMEN III, pp. 327-328, Nr. 1331], ウイグル語文献で閏月を示す語が在証されるのは初めてである [Bazin 1991, pp. 158, 301].

**1r2, möngkä:** < mong. möngke “eternal” [Lessing, p. 547]. 頻出する人名要素.

**1r3, baš-liy häg-lär:** この表現は Text 3 (lines 2-3) および USp 21 (= U 5305, line 6) にも在証され, Radloff [Usp 21, 65 & p. 79], 梅村 [1977b, pp. 013-014] は「筆頭のベグ (anführend(en) Beg(e); Anführer-Bege)」と解釈するが, 従えない. baš-liy は「～をはじめとする, ～を筆頭とする」の意であり [DTS, p. 88; ED, p. 381], mong. ekiten / terigüten の並行表現である [Ligeti 1967, p. 273].

**1r4, alip uşdyu:** uşdyu の部分は字画の省略が著しいが, 動詞 uş(a)d- ~ uzat- に義務・必然を表す -yu が接続したものとみる. uzat- は「長くする, 伸ばす」の原義から「随行させる, 案内させる, 見送る」の意を派生している [ATG, p. 63; ED, p. 282]. 『高昌館訳語』には uşad bardı／送去, uşadıp／打発という対訳例があり, 使者・貢物を「送る, 派遣する; 随行する, 送って行く」場合に用いられている [Ligeti 1966, p. 275; Ligeti 1967-68, Nos. 11, 13, 21; Ligeti 1969, p. 208]. al- の原義は「取る」であり, そこから「受け取る, 買い取る, 入手する, 奪う, 征服する, 理解する; 借り受ける, 借用する」[ATG, p. 318; DTS, p. 32; ED, pp. 124-125; UW 2, pp. 84-90; SUK 2, p. 238] など, さまざまな意味を派生しているが, 本処では対格語尾 +ni を付されている line 3 のモンケ=テミュルを頭とするベグたちを「迎える」と解すべきであろう. つまり alip uş(a)d- で「迎えて送り出す」の意となる. この点は, テキスト転写を示さないものの, 本処を「ベグたちを歓待し見送るために (beyleri ağırlayıp, uğurlamak için)」と解釈している Arat [ETHV, p. 36] に従つたものである.

**1r4-6:** line 4 行末の qap は語頭の X- のみ, line 5 行頭の bor 「ブドウ酒」は語末の -R の残画のみしか見えず, line 6 行頭の bir 「1」は破損しているが, 文脈全体から補う. qap の原義は「皮袋」[ED, p. 577]. これらの文書では液量単位とみて「カブ」と訳出する [山田 IV, p. 181-182; Yamada XII, pp. 494-495].

**1r5, üy:** ~ üy ~ öy ~ äw ~ äv “dwelling place; tent, house” [Wb I, pp. 1171, 1799;

Jarring, pp. 217, 327; ED, pp. 3-4]. **Texts 7** (line 4, 5), **8** (line 4), **9** (line 4), **10** (line 3), **12** (passim), **13** (line 5) でも、本処と同様に人名に後続して在証される。Text **8, 9** の例を「戸」と解釈した山田 [V, p. 24 & n. 15] に従う。ただし、東方テュルク語における üy ~ üy は相当に新しい形式であり [庄垣内 1984, p. 160]、また供出命令文書以外のウイグル語文献では管見の限り üy ~ üy の在証例がなく、すべて äv の形式が用いられている。字形を見ても、Texts **9, 10, 12** の在証例は 'WYY = üy とは転写しづらく、Zieme [1997, p. 438] も Text **10** の在証例を 'WRY = uï “mail child, son” [ED, p. 197] と転写しつつ人名要素とみなしている。しかし、Texts **7, 12** のように同一文書に頻出する例を考慮すると、人名とみなすのは不自然である。また、Texts **7, 8, 9** における alđin ~ altin「下等」[語註 **9r4**]との整合性からも、財産・丁数などによって等級づけられる税役賦課単位と考えるべきである。さらに、Zieme [1982] により公刊されたウイグル語の手実 (U 5298) [SUK 1 [12], 編者註 p. 30 \*1] は、モンゴル時代ウイグリスタンでも戸口統計と戸単位での税役賦課が実施されたことを推測させる。言語学上・字形上の問題点は残るが、歴史学的観点からあえて山田説を支持し、「戸」と解釈する。

Ir7, käsig:「番役」と訳す。前稿 [松井 1998a] および本稿第3節(1)参照。

## Text 2 K 7719 (總 8749, 考 2981) 中国歴史博物館

[解説] 鶏年 (1357?) 11月 10 日付、麵粉供出命令。

[写真] 黄文弼 1954, 圖 82; 梅村 1991, pl. 6.

[研究] 黄文弼 1954, p. 64; 梅村 1981, p. 47; Umemura 1990a, p. 176; 梅村 1990b, p. 28; 梅村 1991, pp. 158, 162; Zieme 1994, p. 126; 松川 1995, p. 122.

[備考] ヤールホト出土。18.5 × 27.0 cm. 完。「黄灰色」の「中質薄紙」。

1 taqīyu yīl bir ygrminč ay

2 on yangiq-a

3 qan-qa idyu min-tä alđin yapīγ-

- 4 -nïng tarïy aγiz-in-ñin  
 5 uyaru qudluy tämür üç  
 6 šing karinpa lam-a orðoqï bilä  
 7 biš šing buyan taš orðoqï  
 8 bilä biš šing buyanđu iki  
 9 šing čin tämür šila tört  
 10 šing taš töläk orðoqï  
 11 bilä altï šing budasïn buq-a  
 12 orðoqï bilä üç yarım šing  
 13 idur-a turmiš qy-a orðoqï  
 14 bilä altï šing quvray quli  
 15 buq-a orðoqï bilä yiti  
 16 šing min bilä birşün  
 17 aşun šila orðoqï bilä  
 18 on šing min bilä  
 19 birşün bu min-lär-ni taš bilä  
 20 alyu boldi

- 1 鶏年第十一月  
 2 十日に。  
 3 カンに送るべき麺粉のうち、下等のヤピグ  
 4 の主穀アギズ税以外に、  
 5 ウヤル=クトルグ=テミユルが3  
 6 升、カリンパ=ラマがそのオルトクと共に  
 7 5升、ブヤン=ダシュがそのオルトク  
 8 と共に5升、ブヤントウが2  
 9 升、チン=テミユル=シラが4

- 10 升, タシユ=トレクがそのオルトクと
- 11 共に6升, ブダシン=ブカが
- 12 そのオルトクと共に3.5升,
- 13 イドウラ=トウルミシユ=カヤがそのオルトク
- 14 と共に6升, クヴラグ=クリ=
- 15 =ブカがそのオルトクと共に7
- 16 升の麵粉を, あわせて供出せよ.
- 17 アジュン=シラがそのオルトクと共に
- 18 10升の麵粉を, あわせて
- 19 供出せよ. これらの麵粉を, タシユがあわせて
- 20 取る (=集める) ことになった.

[語註]

**2r2:** 行末に相当の余白があるにもかかわらず, 改行・平出によって *qan* を次行頭に配し, 敬意を表現している.

**2r3a, qan-qa:** 梅村 [1991] は *qaan qan* と転写して「可汗汗?」と註記するが, 2語目が与格語尾+*qa* であることは, 字形からも文脈からも明白.

これに対し行頭語は, 字形を見る限り, *qan* (~ *xan*) / *qaan* (~ *qa'an* ~ *qayan* ~ *xayan*) の両方の可能性がある. モンゴル時代およびそれ以降のペルシア語文献において, *qā'ān* ~ *qān* (< *qayan*) は第2代皇帝オゴデイ (*Ögödei*, r. 1229-41) · 第4代モンケ (*Möngke*, r. 1251-59) · 第5代クビライおよびそれ以降の大元ウルス皇帝に用いられるのに対し, 初代皇帝チンギス (*Činggis*, r. 1206-27) · 第3代グユク (*Güyüg*, r. 1246-48) およびジョチ (*Joči*) · チャガタイ · フレグ (*Hülegü*) 各ウルスの歴代当主やその他の王侯には *ḥān* (< *qan*) が用いられるという, 厳格な区別が存在する [杉山 1987, p. 28; 杉山 1990, pp. 13-14; cf. 中村・松川 1993, pp. 63-64]. つまり, *qan* / *qaan* ~ *qayan* のいずれかに決定することは歴史学的に重要な問題をはらむのである. 本稿第2節で述べたように, クトルグ印文書

がチャガタイ=ウルス支配下で発行されたことが確実である以上、本処では *qan* と読んでチャガタイ=ウルス当主をさすものとみなしておくが、*qaan* ~ *qayan* として大元ウルス皇帝に比定する可能性も決して排除されるものではない。<sup>(7)</sup>

なお、松川 [1995] は本処の *qan* を「お上」と抽象的に訳す。しかし「お上、官、政府」を意味する *qan* には平出・台頭などの敬意表現が加えられず、場合によっては「君主」を意味する *qan* と語形上で区別するために *q-an* と分かち書きされる。<sup>(8)</sup> 一方、本処の *qan* (/ *qaan*) は明らかに平出され、さらに「チャガタイ式敬意表現」の対象となっているので、やはり具体的にチャガタイ=ウルス当主（もしくは大元ウルス皇帝）をさすものと筆者は考える。

**2r3b, idyu min: min** は *chin*. 麵からの借用語で「麵粉，小麦粉」の意〔森安 1991, p. 78〕。梅村 [1991] が本処を「好面粉」と漢語訳するのは、おそらく 'YDXW = idyu (< v. id-「送る」) を 'DKW = ädgü 「良い」と誤読した結果であり、訂正すべき。ただし「送るべき」相手が *qan* であるからには、超上質・最

(7) 大元ウルス政府は、至順元年(1330)に哈刺火州(<Qara-Qočo)に「總管府」を「復置」しており〔『元史』卷34・文宗本紀・同年3月戊戌〕、またそれ以後も哈刺火州からは元廷へ「供御蒲萄酒」が送納されていた〔『元史』卷41・順帝本紀・至正7年(1347)10月戊戌〕。さらに、1330年代以降に大元ウルス治下でウイグル語訳された多数の仏典や、クビライ政権の丞相ムングスズ(孟速思~蒙速々)一族を描いた14世紀初頭刊行の木版画断片が、トゥルファン地域から出土している〔BTT XIII, Nr. 20; Zieme 1981a; 小田 1984; ツィーメ・百済 1985, esp. pp. 29-35, 43-48; Franke 1978; 北村 1987〕。これらの事実は、1330年代以降も、チャガタイ=ウルス支配下のウイグリストンと大元ウルスとの間に密接な交流が存在したことを示している。

(8) 「お上」の意の *qan* ~ *q-an* が在証される大元ウルス治下のモンゴル語命令文・碑刻は、①中統2年(1261)6月初1日付少林寺クビライ聖旨碑〔line 18〕、②至元5年(1268)1月25日付少林寺クビライ聖旨碑〔line 22〕[以上、中村・松川 1993, pp. 36, 42, 76-77]、③至元17年(1280)11月初5日付重陽万寿宮クビライ聖旨碑〔line 19〕[Haenisch 1940, pp. 60-61 & Taf. 3, Inschrift III; Ligeti 1972b, p. 29]、④至正6年(1346)カラコルムのウイグル字モンゴル語碑文〔line 10〕[Cleaves 1952, p. 69 & pl. VIII; Ligeti 1972a, p. 23]が知られる。この点については松川節氏自身から教示を得た。特記して深謝する。なお、黄文弼 [1954, 圖 18] により公刊されたトゥルファン出土モンゴル語文書〔line 5〕でも、分かち書きされた *q-an* はやはり平出・台頭などの敬意表現を加えられていない。Franke [1971, p. 21] はこれを “Fürst” 「君主」と訳すが、「お上、政府 (gouvernement)」とする Kara [1971, p. 168] 訳に従うべきである。

高級の麵粉であったことは予想される。陶宗儀『南村輶耕錄』卷5には「尚食局，進御麥麵。其磨在樓上，於樓下設機軸以旋之。驢畜之蹂踐·人役之往來，皆不能及。且無塵土臭穢所侵。乃巧工瞿氏造者」とあり、大元ウルス皇帝の食事に供するための麵粉が塵や異物の混じらない特設の碾盤で製造されていたという。また『元典章』兵部3・駅站・鋪馬「不許濫差鋪馬」の条[卷36 / 25b-26a]からは、おそらく大元ウルス皇帝の誕生日に連して「長生麵」が送納されていたことが知られる。本処の「カンに送るべき麵粉」も、これらの特別製・特殊な麵粉に類するものかもしれない。

**2r3c, alđin yapīy:** 梅村 [1991] は *alđin* ~ *altın* を「下的」と訳すのみであるが、筆者はこれを戸等における「下等」を意味すると考える[語註 9r4]。また、人名 *yapīy* は Text 5 (line 5) にも現れ、おそらく同一人物と思われる。同名の人物は SUK SA04 (line 22), Sa24 (line 11) にも現れる。

**2r4, tarīy aγīz-īn-īn:** 梅村 [1991] が本処を「您們的(?) 収穫……」と訳したのは、*aγīz* を二人称語尾 +*ingiz* と読んだためと思われるが、従えない。本処では *tarīy aγīz* で熟して税目名称となっているとみなし、「主穀アギズ税」と訳す。なぜなら、Texts 5 (lines 2-3), 6 (lines 2-3) では、本処の *tarīy aγīz* と並行する構文で、頻出する税目 *tüdün* 「トゥトゥン税」が現れるからである [本稿第3節 (4); 語註 5r3a]。*tarīy* は広義には「穀物」、狭義には「主穀」から特に「小麦」を意味するが、漢語の「地子」(土地からの収穫物を原義としつつも、後には広く地租・地税をも意味する)にも対応した[森安 1991, pp. 51-52, 58]。また、*aγīz* の原義は「口、出口」[ED, p. 98; UW 1, pp. 69-70] である。SUK Mi20 (lines 12-14) でも *qalan*, *qavuđ*, *tüdün*, *basīy*, *saliy* などの税目とともに *borluq aγīz* 「ブドウ園アギズ税」, *tarīy* 「主穀税」, *qavlalıq aγīz* 「菜園アギズ税」が列挙され、*tarīy*, *aγīz* が税目名称として用いられている。なお、Mi20 中の *aγīz* を SUK 編者は *ängiz* と転写するが、筆者は、チャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書 BTT XVI, Nr. 68 (lines 10, 14) に税役名称として現れる *mong. amasar* 「口」[Franke 1975, p. 68] との関連を想定して *aγīz* と転写した Raschmann [1992, p. 157] に従

<sup>(9)</sup> う。本処の *ayız* も、語中の -XY- は *taqīyu* (line 1) のそれに類似し、*yangiq-a* (line 2) の -KY- とは若干異なる。Cf. 語註 14r3-4.

**2r6a, šing:** 周知の通り、*chin* 升からの借用語 [ATG, p. 366; DTS, p. 523; Yamada XII, p. 493; ED, p. 868]。本文書では容量単位としての用法。

**2r6b, karinpa lam-a:** 人名であることは確実。梅村 [1991] は *kärinbik alma* と読むが、*alma* は *lam-a* (< tib. bla-ma) の誤植であろう。また *kärinbik* の語末も -PYK ではなく -P' であり、試みに *karinpa* とする。これも語感からはチベット語起源と思われ、*grin-pa* “skillful, clever”; *bkren-pa* “poor” [H. Jäschke, *A Tibetan English Dictionary*, pp. 77, 15] などが語源として想定できる。

**2r6c, orđoqii:** lines 7, 10, 12, 13, 15, 17 にも現れる。梅村 [1991] は全て *ödtüy* と転写して人名とするが、文脈から考えると不自然である。筆者は、*orđoq* ~ *ortoq* 「仲間、パートナー、共同出資者；オルトク」に、人称語尾 +i が接続したものと考える。*ortoq* は、元来は農地の共同所有関係や遠隔地商業に際しての出資契約関係をさすウイグル語であり、10世紀に遡って在証される。ついで、ウイグル人がいち早くモンゴル帝国に臣属した結果、モンゴル王侯・高官と協同してその資金を運用するウイグル商人をさし、後にはムスリム商人をも含めるようになり [TMEN II, p. 25, Nr. 446; 宇野 1989b, n. 17; 森安 1997a, 28-35; 森安 1997d, pp. 108-116]、さらにはそれらの商人が系列化・巨大化した「組合」を意味するに至った [杉山 1997b, pp. 323-328]。

本文書では *orđoq* を「オルトク」と訳出するが、その実態を考える上で注目すべきは、この「オルトク」と共に麵粉供出を命じられている人物に、*Karinpa-lama, Buyan-Taš* (原義は「福德を共にするもの」), *Quvray-Qulī-Buqa, Aşun-śila* など、仏教的人名要素・称号を持つ者が多いことである。おそらく、彼らは製粉

(9) SUK 所収の契約文書 (Sa09, Ex02, RH05, RH06, RH07, RH08, RH09, RH10, RH11, Lo15, Mi22, Mi32) にも「刈株田」の意で ängiz ~ ängiz yir が頻出する [山田 IV, pp. 203-204; 山田 XVI, p. 50 & n. 22]。しかし、各文書の語中の -KY- と -XY- の字形を比較すると、いずれも *ayız* とも読める。ただし、契約文書の文脈をふまえた歴史学的な解釈については成案がないので、この読み替えを積極的に主張するものではない。

用の碾礎を所有する仏寺の僧ないし関係者であり、とくに lama, šila (~ šilavanti) という称号からみて、その仏寺を代表・管理する高位の仏僧であると、筆者は推測する [語註 2r6b, 2r14, 2r17]。この推測は、唐代敦煌の仏教寺院・西ウイグル時代トゥルファンのマニ教寺院が碾礎経営によって収益を得ていたこと [那波 1942, pp. 182-185; 森安 1991, pp. 66-68]、またモンゴル時代の仏教寺院の寺産にも、多くの場合、碾礎 (mong. tegirmed (pl. < tegirmen < uig. tägirmän) / chin. 碾磨、水磨) が含まれること [e.g. Haenisch 1940, pp. 58, 60, 61; 杉山 1990, pp. 20-23; 森安 1991, p. 49; 中村・松川 1993, pp. 36-39, 43-47, 50-52, 78] からも支持されよう。そして本文書の「オルトク」とは、彼ら高位の仏僧(によって代表される仏寺)と契約して製粉作業に従事する労働者をさすものと思われる。

**2r9, čin tämür šila:** 梅村 [1991] は čayin tämür qilan とするが、tämür 以外は訂正すべき。人名 čin tämür については、同名異人としてオゴデイ時代の初代イラン総督 Čintümür < Čin-Tämür が挙げられる。写真からは čin の語頭の Č- の上から S- 字が書かれているように見えるが、本文書を実見した梅村の読みを参照して čin としておく。šila は šilavanti (< skt. śīlava(n)t) 「持戒者；律師」の省略形であり、人名要素・称号として頻出する [山田 VI, p. 249; Zieme 1981b, p. 249; 小田 1987, n. 107; cf. 森安 1985, p. 69; SUK 2, p. 284]。語頭の字形を qan (line 3), quvraγ qulī (line 14) および šing (passim) と比較すれば、明らかに Š- である。

**2r10, taš töläk:** この人名は Text 4 (line 9) にも現れ、同一人物と思われる。

**2r11, budasın buq-a:** budasın という人名要素は SUK Sa25 (line 20) にも現れる。また、SUK Mi31 (lines 2, 9, 10, 16) で SUK 編者が butsin ~ buqsin と読む人名も、T/D 字の後に aleph を補って buqasın ~ budasın と読めば、line 16 では本処と同様に budasın buq-a となる。あるいは同一人物かもしれない。

**2r14, quvraγ qulī:** skt. samghadāsa 「教団の奴婢」に由来し、人名として頻出する [Zieme 1994, pp. 123-127]。梅村 [1991] の転写 quyaq quli は、すでに Zieme [1994] により訂正された。ただし line 15 行頭の buq-a とあわせて 1 人の人名と考える点では梅村に従う。

**2r17, ašun šila:** 梅村 [1991] は asun qīlan とするが, qīlan は šila と改めるべき [語註 2r9]. asun も, 仏教的人名要素・称号である šila との関連から, 仏教語彙である ašun ~ ažun (< sogd. ”žwn) [UW 5, pp. 328-333] と改めた.

**2r19-20:** 筆者は文書現物を実見していないので断言できないが, 写真では墨線で抹消されているように見える bu min 以降の部分は, おそらく line 19 行頭の birşün の語末の -N が埋め草として引き伸ばされた上に書かれているものと推測する. 少なくとも, それ以前とは文字の大きさが全く異なり (lines 18, 19 の min, bilä をそれぞれ比較せよ) また行間も窮屈になっているから, 本来の命令文 (line 19 行頭の birşün まで) よりも後の時点で書き足されたことは確実である. 以上の点については語註 5r8 も参照せよ. 梅村 [1991] は「這面粉……在一塊……成了」と訳すのみであるが, -lär-ni taš の部分は埋め草の左側にずれており, 写真からも判読できる. min 「麵粉」に複数語尾 -lär が接続するのは不自然であるが, 複数の負担者から供出される麵粉を負担者ごとに一まとめとして数えたものとみる. taš は人名. また, line 20 行頭も -L- のフックと語末の -W は確実であり, 仮に alγyu と復元した.

### Text 3 U 5325 (TII D148a) BBAW

[解説] 鶏年 (1357?) 12月某日付, ブドウ酒供出による番役代納命令.

[転写] USp 65; 李經緯 1996, pp. 257-258; 松井 1998a, 文書 II .

[研究] ETHV, p. 36 [303/R65]; 山田 IV, p. 182; Тихонов 1966, pp. 54, 72; Yamada XII, p. 494; Zieme 1974, p. 300; Intro., pp. 142, 444 (No. 113); 梅村 1977b, pp. 013-014; 梅村 1981, n. 33; 楊富学 1990, p. 19.

[備考] 高昌故城出土. 19.0 × 16.5 cm. Chamois α ~ beige clair. 左上部缺. 粗い漉き縞 (4 / cm) のある不均質な中下質の紙. 現在は台紙に貼付保存.

1 taqīyu yīl čxapt ay

2 [ ] yägrmikä qar-a noqoy

- 3 [ ](..) xoča baš-liγ bäg-
- 4 -lǟr-kä tngbilä alip üngü
- 5 iki qoyn iki qap bor-ta
- 6 alđin qabï bir qoyn
- 7 birip onunč käsig-kä
- 8 tuđsun yan-a bir qap
- 9 bor m-ä birip üčünč
- 10 käsig-kä tuđsun

- 1 鶏年戒月 (=第十二月)
- 2 十□日に。カラ=ノコイ、
- 3 ……ホチャをはじめとするベグ
- 4 [たちへの、] (彼らが) 平等に? 受領して出発するための
- 5 2 (頭の) 羊、2カブのブドウ酒のうち、
- 6 下等のカビが1 (頭の) 羊を
- 7 供出し、第10番役に
- 8 充当せよ。また1カブの
- 9 ブドウ酒も供出し、第3
- 10 番役に充当せよ。

### [語註]

**3r1, čxšapt ay:** これを「戒月」と訳すことについては、森安 1990, pp. 81-88.

**3r2, qar-a noqoy:** 本処では人名。Radloff [USp 65] が oquy と読んだ部分は、モンゴル語 noqai「犬」の変異形・口語形と考えて noqoy と転写した Clark [Intro., pp. 141-142] に従って改める。カルピニの旅行記や、カルピニに随行したベネディクト修道士の口頭報告を記録したブリディア (C. de Bridia) 修道士の『タルタル報告 (Hystoria Tartarorum)』でも、mong. noqai は nochoy とローマ字転写

されており、すでに 13 世紀中葉の段階で noqoi とも発音されていたことが推測される [Sinor 1970, pp. 541-542, 545; 海老澤・宇野 1995, pp. 40-41, 49-51].

**3r3, xoča:** xoča ~ qoča < arab.-pers. ḥvāġa “master, teacher” [Intro., p. 168]. 直前の缺落部と併せて人名要素とみるべき。

**3r4a, tngbilä:** Radloff [USp 65] は tänbin と読み、液量単位の tämbin と同じと考えているが、字形は明らかに TNKPYL’ である。tng ~ täng (< chin. 等) は「等しい；等しく、平等に」の意 [ATG, p. 370; ED, p. 511; SUK 2, p. 290] であり、bi(r)lä täng と熟して「～と平等に」となる (SUK Ad03, lines 13, 18, 25; Mi25, lines 3, 23) ので、本処の tngbilä もこれと同じとみた。Text 12 (line 11) にみえる tüz yapa b(irzün)「等しくすべて供出せよ」という表現も参照できよう [語註 12r11]。ただし、なぜ TNKPYL’ と続けて一筆で書かれているのかは説明できない。

**3r4b, alip üngü:** üngü について、Radloff [USp 65] は öngü “vorher” とし、Malov も USp [p. 289] の語彙集で öngü 「古い (прежний), 幼い (ранний)」とする。Clauson [ED, p. 171] は öngü について “has been read in various passages but does not seem to be an independent word” と解説し、本処の在証例については ötrü “then, thereupon” [ED, p. 64] の書き誤りとする。しかし、この前後の文脈は、供出物件の「2 (頭の) 羊、2 カブのブドウ酒」の供出目的を示しているに違いない。筆者は üngü を v. ün-「出る、現れる、生じる；出発する」[ATG, p. 63; ED, p. 169] に義務・予定の助動詞 -gü が接続したものとみなし、alip ün- で、ベグたちが「2 (頭の) 羊、2 カブのブドウ酒」を「受領して」、公務出張・旅行に「出発する」ことを意味するものと考える。BBAW 所蔵の支出リスト様文書である Ch/U 6851 (lines 8-9) にも、bor yüdüp üngü äşgäk 「ブドウ酒を輸送して出発するべきロバ」という表現がみえる。

**3r6, alđin qabī:** Radloff [USp 65] が bir qapī (< qap + i) と転写して「1 皮袋 (のブドウ酒)」と訳すのは、字形からも文脈からも無理。qabī と読んで人名とみなすべきである。BBAW 所蔵 (未発表) の供出命令文書 U 5285 (line 9) にも、同名の alđin qabī 「下等のカビ」が現れる。

## Text 4 U 5288 (TM 77, D51) BBAW

[解説] 犬年(1358?) 6月某日付, 蒸留酒(arraqi)供出命令.

[研究] Zieme 1974, p. 300; Zieme 1997, p. 443.

[備考] 13.0 × 30.5 cm. Beige clair ~ chamois α. 下缺. 粗い漉き縞(4 / cm)のある不均質な中下質の紙. 現在は台紙に貼付保存.

- 1 it yil altincay iki [ ]
- 2 kädmä bág-ning nişan [ ]
- 3 qy-a alip baryu [ ]
- 4 -ni borluq-qa başıl [ ]
- 5 [ ]YSNK vaxar-lıy borluq [ ]
- 6 nomquli-tu bir buyan T[ ]
- 7 š-a tüşdämür bilä bir saba
- 8 araqi manışdan-lıy ača(.)[ ]
- 9 -ta čäčägdü taš tölük (.)[ ]
- 10 sal bilä bir saba araqi [ ]
- 11 -lıy borluq-tün isig [ ]
- 12 qum ögän qıv borluq PWL[ ]
- 13 -ta lisung vaxar-lıy borluq [ ]
- 14 bilä bir saba araqi [ ]
- 15 [ ].)ČR-Y lambi tölük tämür [ ]
- 16 ögdün älik bilä bir saba
- 17 araqi bilä birşün
- 18 aryun qy-a bir buyan tmür [ ]
- 19 bág qy-a buyan turmiş bilä [ ]
- 20 saba araqi birşün

- 1 犬年第六月□日に.
- 2 ケドメ=ベグのニシャン印……
- 3 カヤが受領して行くべき……
- 4 を, ブドウ園に……
- 5 ……仏寺のブドウ園……
- 6 ……ノムクリ=トゥガ<sup>1</sup>, ブヤン……
- 7 =シャ, テュシュテミユルが合計1 [皮袋の]
- 8 蒸留酒, マニスタンの……
- 9 のうち, チェチェグトウ, タシュ=トレク, ……
- 10 サルが合計1皮袋の蒸留酒, ……
- 11 用のブドウ園からイシグ……
- 12 クム(砂?)渠, キヴ(吉?)ブドウ園……
- 13 のうち, リスング仏寺のブドウ園……
- 14 合計1皮袋の蒸留酒, ……
- 15 ……ラムビ, トレク=テミユル……
- 16 オグデュンとエリクが合計1 [皮袋の]
- 17 蒸留酒を, あわせて供出せよ.
- 18 アルグン=カヤガ<sup>1</sup>, ブヤン=テミユル……
- 19 ベグ=カヤ, ブヤン=トゥルミシュが合計……
- 20 皮袋の蒸留酒を供出せよ.

[語註]

**4r2a, kädmä bäg:** 人名 kädmä ~ kidmä の在証例については, Tezcan & Zieme 1971, Text C, line 3; 森安 1991, p. 66. 本稿第2節で述べたように, 本処の kädmä bäg は, Text 2 (line 3) の qan と同様に「チャガタイ式敬意表現」の対象となつております. チャガタイ=ウルス当主に準ずる高位の公権力者であったと推測される. 一方, 西暦 1369 年に年代比定されるチャガタイ=ウルス発行モンゴル語命

令文書 BTT XVI, Nr. 68 (line 2) には、文書発行者として Kedme bayatur という人物がみえる。両者が同一人物の可能性もある。

**4r2b, nišan:** 本処では「しるし、略花押、ニシャン印」から転じて「(ニシャン印の捺された)文書」の意で用いられていると思われる。Clark [1975a] によって 1339 年に比定されたイスン=テミュル発行モンゴル語命令文書 Kr. I, G 120 (lines 8, 9, 11, 12) にもその用例がある [Kara 1972, pp. 170-171]。

**4r5, vaxar-līy:** vaxar ~ vrخار < skt. vihāra. 「仏教寺院、僧院」[DTS, p. 634]. -līy は「～に所属する」の意 [ATG, p. 65, §77; OTWF, pp. 143-144]. Cf. 語註 4r8.

**4r6, nomqułi tu: tu** は tutung (< chin. 都統) の省略形とみる [山田 IV, p. 170; 小田 1987, Nos. 16, 20, 24, 25, 29].

**4r7-8, bir saba araqi:** この saba, araqi は、Text 15 にも頻出し、供出物件となっている。すでに Zieme [1997, pp. 442-444] が筆者の修士論文に言及しつつ解説を加えているが、改めて詳述する。古テュルク語の saba は「軽い (легкий), 快い (приятный)」ないし薬草の名 [DTS, p. 478] であるが、本文書および Text 15 の文脈には適合しない。Text 15 で液量単位 tämbin とともに現れていることを考慮して、キルギス語・カザフ語の saba “ein Ledersack zum Bereiten des Kumiss; ein Lederschlauch” [Wb IV, p. 411] と同じものであり、mong. saba “container; vessel, vase” [Kowalewski II, p. 1302; Lessing, p. 653] からの借用語とみる。本稿では「皮袋」と訳出するが、本文書の文脈からは、単なる容器ではなく、後続する araqi の計量単位として用いられていると考える。チャガタイ=ウルス発行モンゴル語駅伝利用特許状 BTT XVI, Nr. 74 (line 10) でも、駅伝を利用する使臣が一泊につき支給される飲料の量を規定する際に、qoyar saba umdan 「2 皮袋の飲み物」と液量単位的に用いられる例がある。Cf. 語註 15r2-3.<sup>(10)</sup>

以上の saba の解釈をふまえれば、本文書および Text 15 の araqi が、mong. araki と同様に「蒸留酒」を意味することは明白である。管見の限り、本文書お

(10) Weiers [1967, p. 29] は BTT XVI, Nr. 74 の saba を『元朝秘史』および *Mukaddimat al-Adab* の対訳例から「鉢、容器 (Schüssel, Gefäß)」と訳すに止まる。

より **Text 15** 以外には、BBAW 所蔵（未発表）でモンゴル期のものと思われる草書体のリスト文書 U 6154 (line 2) に *bor araqi* 「ブドウ酒の蒸留酒」と在証される。この *bor araqi* や、トルファン出土モンゴル語文書 BTT XVI, Nr. 73 (lines 6, 9, 12) の *bor araki* 「ブドウ酒の蒸留酒」という在証例、さらに本文書の *araqi* が仏寺のブドウ園ないしはそれに関連する人物から供出されていることは、モンゴル時代トルファンの *uig. araqi ~ mong. araki* がブドウ酒と密接に関連していたことを示す。周知の通り、高昌を中心とするトルファン地域は古来からのブドウ酒の名産地であった。モンゴル時代にも高昌のブドウ酒は最高級品として珍重され [岩村 1943, pp. 6-9]、これを蒸留して「哈刺吉」つまり *araqi ~ araki* も製造されていた（『析津志輯佚』北京古籍出版社, 1983, p. 239）。Zieme [1997, pp. 442-444] は、本文書および **Text 15** の *araqi* を “Milch-Branntwein” ないしは “Schnaps” と訳すにとどまるが、上述したような状況からみて、ブドウ酒からの蒸留酒と断定してよかろう。すでに黄時鑑 [1988, pp. 164-166] も、蒸留酒の製造法がモンゴル時代に西方から中華地域へ伝播した際、それらの蒸留酒は主にブドウ酒を原酒としていたと結論している。

ここで *uig. araqi* の在証例が確認されたことは、*arab. 'araq > mong. araki* という借用経路 [Laufer 1919, p. 236] におけるウイグル語の介在を推測させる。翻字の上では、明らかに *uig. araqi* の方が *mong. araki* よりも *arab. 'araq* に近い。*Arab. 'araq* に語末母音 -i / -i が加えられる理由も、上述の *bor araqi* という例を考慮すれば、*arab. 'araq* がウイグル語に借用され、トルファン特産の *bor* 「ブドウ酒」と結びついた際に人称語尾 +i が接続して *araqi* となり、この形式が定着したものと説明できる。ただし上述したように、蒸留酒を意味する *uig. araqi* の在証例は本文書および **Text 15**, U 6154 の 3 件にとどまり、10~11世紀のウイグル文書には確認されていない [cf. UW 3, p. 175]。一方、『五体清文鑑』（下、民族出版社, 1957, p. 3807）や新ウイグル語にみえる ‘*araq ~ araq ~ haraq* [Jarring, p. 36; 『維漢詞典』p. 647] という形式は、モンゴル時代の *uig. araqi* から発展したのではなく、15世紀以降、イスラム化の過程で *arab. 'araq* を直接借

用したものと思われる。従って、13~14世紀のウイグル語に「蒸留酒」を意味する *araqı* が定着しており、それがモンゴル語に借用されたとみなすには、現時点では根拠不足である。とはいえ、*uig. araqı* を *mong. araki* からの借用とする Zieme [1997, n. 32] の考えも、再検討を要するだろう。

**4r8, manisdan-liy:** *manisdan* ~ *manistan* は、元来は「住居、住所」を意味する中世イラン語であり、ウイグル語にはマニ教を通じて「マニ教寺院、僧院」の意で借用されたが、後には仏教寺院をも意味するようになった[BTT V, pp. 47-48; Zieme 1980, pp. 215-216; BTT XIII, p. 189; 森安 1991, pp. 63-64]。西ウイグル国は10世紀末~11世紀初頭にかけてその「国教」をマニ教から仏教へと変更しており[森安 1991, pp. 127-160]、一方、本文書は14世紀中葉~後半に年代比定されるから、本処の *manisdan* は仏教寺院とみなすのが妥当であろう。ただし、*vaxar* (~ *vrxar*) との具体的な相違については不明であり、本処では「マニスタン」と訳出するにとどめる。*manisdan-liy* に後続する *ača(.)* は、*vaxar-liy borluq* 「仏寺（所属）のブドウ園」と同様の何らかの施設か、あるいは人名要素であろう。*manisdan-liy* で人名とする Zieme [1997, p. 443] には従えない。

**4r9, čäčägdü taš töläk:** *čäčägdü* と *taš töläk* をそれぞれまとめる形で、橢円形の墨勾が記されている。Cf. 語註 4r19.

**4r10, sal:** Text 15 (line 3) には *s(a)tba sal* という人名が現れる。Line 9 行末の破損部には、本来 *satba* と書かれていたのかもしれない。Cf. 語註 15r3, 15r5.

**4r12, qum ögän qív borluq:** *qum* 「砂；砂漠」が地名として現れる例は、SUK WP04 (lines 12, 22) の *qum borluq* 「クム（砂？）ブドウ園」がある。*ögän* は「小川、細流；渠」の意。*qív* 「吉、幸運」[ED, p. 579] は、敦煌ペリオ編号第 181 窟出土ウイグル文書 Nos. 195 + 197 + 203v (line 8) の在証例[森安 1985, pp. 65, 83-86] と字形が似ている。後続するブドウ園の名称とみる。

**4r13, lisung:** 漢語に由来する仏寺名称であることは確実。適当な原語を求めるべきであろう。ただし、これまでに確認されている麹氏高昌国~唐代トゥルファンの仏寺名には対応するものがない [cf. 町田 1990].

**4r15, lambü: Text 15** (lines 14, 17) にも在証される人名要素ないし称号である。語感からはやはり借用語と思われるが、原語は特定できていない。

**4r19, buyan turmiš: line 9** の čäčägđü, taš töläk と同じく、ここでは buyan turmiš が墨勾でまとめられており、合わせて一つの人名であったことが判明する。

## Text 5 U 5309 (TII D238b) BBAW

[解説] 犬年(1358?) 8月7日付、羊・麵粉供出命令。ただし、各供出負担者に命じられている負担額は数字のみであり、その合計は最終的に供出を命じられている「1(頭の)羊」および「5バトマンの麵粉」とまったく整合しない。筆者は、これらの数字が供出物件全体に対する負担の比率を表しており、コプズ=ティュル：(ノイン・某・イナンチ・ルバグ)：(ウチ・ヤピグ・メンチュグ)：シングギングのオグリ = 1 : 1 : 1 : 0.5 の割合で、羊と麵粉を調達する費用を分担するものと考える。Text 6も参照せよ。なお、楊富学[1990, p. 19]が本文書を「労役攤派書」とするのは正確ではない。

[転写] USp 76.

[研究] Zieme 1974, p. 300; Intro., p. 446, No. 118; 楊富学 1990, p. 19.

[備考] 高昌故城出土。15.7 × 13.0 cm. Chamois α ~ beige clair. ほぼ完。粗い漉き縞(4 / cm)のある不均質な中下質の紙。現在は台紙に貼付保存。

- 1 it yıl sakişinč ay yiti
- 2 yangiç-a anuđup turyu qoyn-
- 3 -ta tüdün-tin qopuz tämür
- 4 bir noyin P[ ](.) iinanč
- 5 lbaγ bilä bir üči yapïγ
- 6 mänčüg bilä bir sing'ging-lig
- 7 oylü yarıñ bilä bir qoyn
- 8 birşün biš bađman min m-ä birşün

- 1 大年第八月初(旬の)七
- 2 日に、準備しておくべき羊
- 3 のうち、トゥトゥン税以外に、コブズ=テミュルが
- 4 1, ノイン, ……, イナンチ,
- 5 ルバグが合計1, ウチ, ヤピグ,
- 6 メンチュグが合計1, シングギング (=新興) の
- 7 オグリが半分、合計1(頭の)羊を
- 8 供出せよ。5バトマンの麵粉もまた供出せよ。

[語註]

**5r2, anuđup:** Radloff [U<sup>Sp</sup> 76] に従う。使臣やベグの到来にそなえて羊を「準備しておく」ものと解釈する。

**5r3a, tüđün-tin:** これを「トゥトゥン税以外に」と訳す点については、本稿第3節(4)参照。Radloff [U<sup>Sp</sup> 76] が tüđün を tört 「4, 四」と読むのは誤り。tüđün ~ tütün はウイグル語俗文書においてしばしば税目として在証され、「かまど税」あるいは「戸税」と訳される [U<sup>Sp</sup>, p. 300; TMEN II, pp. 605-606, Nr. 953; ED, pp. 457-458; Raschmann 1992, p. 156]。しかし、これらの解釈は単に tütün の原義「煙」から類推されたものに過ぎず、その実態については歴史学的に考察していく必要がある。ちなみに、チャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書 BTT XVI, Nr. 69 (line 10) に現れる税目 ünin は、この tütün に対応する [松川 1995, p. 116]。

**5r3b, qopuz tämür:** 人名要素 qopuz は SUK Sa09 (line 3) にも現れる。tämür の語頭の T- は、紙が破損した状態で台紙に貼付されているため、左側にずれている。

**5r4, noyin:** 本処および **Text 12** (line 9) のほか、いずれも BBAW 所蔵 (未発表) の U 5283 (line 2), Ch/U 7370 (line 5), Ch/U 8097 (lines 1, 2, 4, 5) にも在証される。Mong. noyan 「ノヤン、遊牧貴族、官人」の借用・変異形とみる。モンゴル語文書では例外なく NWY'N = noyan (pl. NWY'D = noyad) の形式をとるが、上

掲のウイグル文書ではすべて NWYYN = noyin と書かれる。ペルシア語史料でも、mong. noyan は多くの場合 NWYAN = nūyān ~ NWYN = nū'īn ~ nūyan と書かれるが、ウイグル文書の NWYYN = noyin という形式に対応する NWYYN = nūyīn の例もあり [TMEN I, pp. 526-528, Nr. 389]、またアルメニア語史料でも nuin ~ nouin という表記が一般的であるという [Cleaves 1949, p. 405; Ligeti 1965, p. 291]。なお、本処と Text 12 では人名要素である。

**5r6, sing'ging:** チャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書 BTT XVI, Nr. 68 (line 2) に singging-ün tüşümed-e 「singging の官員たちへ」と現れる地名 singging と同じとみる。また、ウイグル語契約文書 SUK WP04 (lines 8, 20) で Radloff / Malov [USp 55] が singrik / singik / qırıq, SUK 編者が siggik と読んだ地名も、singging と読んで同地とみなすべきである。Franke [1975, p. 65] も言うように、語感からは漢語の地名の音写と思われる。Franke はその原語として「聖京」を想定し、この「聖京」を高昌の別名 Idiqut-şahri 「イドゥククト (Idiqut < İduq-qut. 西ウイグル国王、原義は「聖なる天龍」) の都城」の漢語訳と推測した。しかし、ウイグル語・モンゴル語文書には高昌をさす qočo が頻出し、その一方で高昌をさす「聖京」の用例は漢文史料にも見あたらない。Franke 自身も、Idiqut-şahri という名が用いられるのはかなり後代であることから、この比定に消極的である。また Cerensodnom & Taube [BTT XVI, p. 168] も、この singging には註記を加えず、語彙集で固有名詞とするにとどまる。

ここで筆者は、Franke [1975, p. 65] が音韻的に可能性が低いとして斥けたセンギム (Sänggim) への比定を復活させたい。現在のセンギムを麹氏高昌国時代に高昌の北方に新設された新興に比定することは鉄案である [嶋崎 1977, pp. 123-127; 荒川 1986, p. 40]。この新興 \*sin-xiŋ (LRP, pp. 343, 344) が、9世紀中葉以降に東部天山地方へ西遷してきたウイグル人によって発音された際、その第1音節 sin が第2音節 xiŋ による逆行同化で鼻音化して \*siŋ-xiŋ となり、ウイグル字で singging ~ sing'ging と表記されたと、筆者は推測する。清代中期から現在まで用いられている Sänggim (> chin. 勝金～僧吉木～森尼木～僧尼木～

色更木)という形式も、この singging の第 2 音節 ging が第 1 音節の影響で gim と異化されて生じたと説明でき、Franke のように懷疑的になる必要はない。

さらに、上に言及した SUK WP04 の記事からは、singging に uluy köl üzä suvaq-lïy .... yir 「大きな湖で灌漑される……田地」が存在していたこと、また BTT XVI, Nr. 68 からは、テグル (Tegür) という人物が singging において köl (-ün) yaðar usun 「湖（または池）の田地」を所有していたことが判明する。<sup>(11)</sup> いずれも、singging に存在した田地が köl 「湖、池」と関連することを示す。一方、センギム＝新興の西方には、20 世紀初頭までチッカン＝クル (Ciqqan-köl) と呼ばれる周囲約 3.2 km の湖が存在していた [Le Coq 1913, p. 11; Le Coq 1926, p. 79; 鳴崎 1977, p. 127]。さらに、麹氏高昌国時代から唐代にかけて、新興には潢（貯水池）や澤（草の繁茂する湿地）が散在しており、また水辺に生える葦<sup>あし</sup>が新興の特産物となっていたことが、トゥルファン出土漢文文書の研究から知られている [關尾 1984, pp. 5-12; 荒川 1997, p. 53; 森安 1991, pp. 91-92]。これらを勘案すれば、WP04 の singging の田地を灌漑する「大きな湖」とはチッカン＝クルを連想させるし、BTT XVI, Nr. 68 の「湖（または池）の田地」も、大湖チッカン＝クルないしは散在する貯水池（潢）によって灌漑される耕地か、あるいは澤のごとく水草の豊富な湿地と解釈することができる。以上のような地理的条件からも、singging = 新興 = センギムの比定は支持されよう。

なお、singging に後続する -lig は、次行の人名オグリ (Oylî) の出自・所属を表わすものとみる [ATG, p. 65, §77; OTWF, pp. 143-144]。

**5r8:** badman ~ batman は頻出する重量単位 [Yamada XII, p. 498; ED, pp. 305-

(11) BTT XVI, Nr. 68 は、テグルの köl (-ün) yaðar usun を保護するための免税特許状である。文書中 lines 5-6 では ən-e tegür-ün s[ ]-tur nigen köl qajar usun ajrıu 「このテグルの、……にある 1 つの湖（または池）の田地があった」となっており、田地の所在地を記す部分が破損・缺落している。しかし、lines 9-16 でこの田地への課税・干渉を禁止されているのがメルキト (Merkid)・センギム (Senggüm) をはじめとする singging の官員である以上、問題の缺落部にも singging を補うべきである [cf. 松川 1995, p. 115]。また、köl (-ün) yaðar usun の köl をモンゴル語の「足」ではなくテュルク語の「湖、池」と解釈することについては、Franke 1975, p. 66; BTT XVI, p. 168, Nr. 68r5.

306]. 写真では *biš badman min* 以下が墨線で抹消されているように見える。しかし、この墨線は行頭の *bırşün* の語末の -N が埋め草として引き伸ばされたものであり、その上に *biš badman min m-ä bırşün* という文言が追加されているのである [cf. 語註 2r19-20]. Radloff [USp 76] が行頭を *onbiš* と読んで「15 (バトマンの麵粉)」としたのは、*bırşün* 末尾の -WN を誤読したためである。

## Text 6 U 5291 (TM 91) BBAW

[解説] 犬年 (1358?) 11月 4日付、上着 (*tägäläy*) 供出命令。最終的に供出を命じられている「1 (着の) 毛皮の棉の上着」(lines 9-10) によって、直前 (lines 8-9) の「2 (着の) 棉入り服」が折納されるものとみる。そして、この「2 (着の) 棉入り服」が、オテミシュ=カヤ・下等のテミュル・マウシ=オグリ=ベキュズ・下等のヨルチの 4名からなる集団 (lines 4-5) と、下等のダルマ・カラ=カヤ・ヨレクの 3名からなる集団 (lines 6-8) とに、各 1着ずつ賦課されたものと考える。各供出負担者の後に示される数字は、1着の「棉入り服」を調達する費用を分担する際の分担比率であろう。それゆえ、オテミシュ=カヤら 4名の負担する数字の合計 ( $1+1+1+1=4$ ) と、下等のダルマら 3名の合計 ( $2+1+1=4$ ) とが等しくなるのである。Text 5 の [解説] も参照せよ。なお、Raschmann [1995, p. 120] は本文書を「租税リスト (Abgabenliste)」とするが、従えない。

[転写] Raschmann 1995, p. 120, Nr. 24 (lines 8-10).

[研究] ETHV, p. 37 [165/16]; Zieme 1974, p. 300; Raschmann 1995, pp. 39, 45, 99.

[備考] 17.6 × 13.7 cm. Beige ~ beige clair. 完。漉き縞 (5 / cm) のある不均質な中下質の紙。現在は台紙に貼付保存。

- 1    *it yıl bir yägrminč ay tört yngičqa*
- 2    *tämür buq-a ilči-kä yuliy-qa*
- 3    *birgü bir kürk tägäläy-ni tüdün-*

- 4 -tin ödämiš qy-a bir alđin tämür
- 5 bir mausi oylı büküž bir alđin
- 6 yolči bir bilä bir ton alđin
- 7 darm-a iki qar-a qay-a bir
- 8 yöläk bir bilä bir ton bu iki
- 9 käpäzlig ton qa bir kük böz
- 10 tägäläy birşün

- 1 犬年第十一月初(旬の)四日に.
- 2 テミュル=ブカ使臣にユリグ税として
- 3 与えるべき1(着の)毛皮の上着を, トウトウン税
- 4 以外に, オテミシュー=カヤガ1, 下等のテミュルが
- 5 1, マウシ=オグリ=ベキュズが1, 下等の
- 6 ヨルチガ1, 合計1(着の)衣服. 下等の
- 7 ダルマガ2, カラ=カヤガ1,
- 8 ヨレクガ1, 合計1(着の)衣服. この2(着の)
- 9 棉入り服と引き替えで1(着の)毛皮の衣服
- 10 上着を供出せよ.

[語註]

**6r2, yuliy:** Arat [ETHV, p. 37] は「仕事のために (iş için)」と訳すが, その根拠は不明. **Text 9 (line 3)** の *qoluš* 「コルシュ税」と比較すれば, これも税目名称と考えられるので, 「ユリグ税」と試訳する. おそらくは *yul-* “to pull out, pluck out” [ED, p. 918] に由来するものであろう.

**6r3, kürk tägäläy:** *tägäläy ~ dägäläy* は mong. *degelei* “camisole, une courte pelisse; jacket, camisole, short fur garment; Jacke mit kurzen Ärmeln” [Kowalewski III, p. 1740; Lessing, p. 243; TMEN I, pp. 327-328, Nr. 200] の借用語とみる. 本処

ではかなり缺落しているが、line 10 では明瞭に T'K'L[J]Y と記されている。この tägäläy との関連から、kürk は「毛皮（の）」[DTS, p. 329; ED, p. 741] と解する。本処の kürk tägäläy と、lines 9-10 の külük böz tägäläy とが同じものであることは文脈から明白であり、külük は kürk の誤記とみなす。<sup>(12)</sup> ただし、kürk と line 9 の böz「棉布：棉製の」とは整合しない。böz には単に「衣服」を意味する対訳例もみられるので [Raschmann 1995, pp. 96-101; cf. 松井 1997a, p. 109]、本処でも kürk böz が「毛皮の衣服」を意味し、tagäläy「上着」と類語重複を構成しているのかもしれない。

**6r3-4, tüdün-tin:** 本稿第 3 節(4) および語註 5r3a 参照。

**6r7, qar-a qay-a: qay-a** の部分は若干不鮮明であるが<sup>8</sup>、Text 15 (line 11) に現れる人物と同一とみて補う。

**6r9, käpälig ton:** U 5287 (line 5), U 5665r (=松井 1998a, 文書Ⅲ, line 5) にも在証される。Raschmann [1995, p. 39] は käpälig を素材を示す術語とみて「木棉製の衣服」と訳す。しかしこれら 3 件のうち、本文書は 11 月 4 日付、U 5287 は 12 月 4 日付と、いずれも冬季に発行されている。また、この käpälig ton と引き替えで kürk tägäläy「毛皮の上着」[語註 6r3] が供出されるという文脈から、筆者は käpälig ton を「棉入り服」と訳し、一種の防寒服を想定する。

## Text 7    Ot. Ry. 8127 龍谷大学大宮図書館

[解説] 犬年(1358?) 11 月某日付、物件供出による番役代納命令。

[写真] 香川黙識(編)『西域考古図譜』下、国華社、1915、西域語文書(10-1)「回鶻文文書断片」; 羽田・山田 1961, pl. 33 (文書後半部のみ)。

[転写] 松井 1998a, 文書Ⅲ。

[研究] 羽田・山田 1961, p. 198; Zieme 1974, p. 300.

(12) Raschmann [1995, p. 45] は tägäläy を判読できなかつたため、line 9 の külük ~ kölk を kölük “something harnessed; a baggage animal” [ED, p. 717] に結びつけて böz「棉布」に関わる量詞・単位と推測したが、従えない。

[備考] 14.0 × 13.5 cm. chamois α ~ beige. 下缺, 左端に折り返し. 粗い漉き縞 (4 / cm) のある中質～中下質の紙. 現在は台紙に貼付保存. 保存されている封筒には「喀喇和卓出土」というメモがある.

- 1 it yıl bir ygrminč ay [ ]
- 2 oduz-qa buq-a ilči [ ]
- 3 suqup baryu üč čuval [ ]
- 4 aldin sarıy ụy bir čuval [ ]
- 5 ụy bir čuval mayaq bükän ụy
- 6 bir čuval birip baš käz-
- 7 -ig-kä tuđşun

- 1 犬年第十一 [月]
- 2 二十□日に. ブカ使臣……
- 3 挿入 (=納入?) して行くべき 3 布袋 [……のうち]
- 4 下等のサリグ戸が 1 布袋, ……
- 5 戸が 1 布袋, マヤク=ビュ [ケン戸が]
- 6 1 布袋を供出し, 第 1 [番
- 7 役] に充当せよ.

#### [語註]

7r3a, suqup: 羽田・山田 [1961] は qoqbu とするが, 字形をみる限り語頭は X- ではなく S-, 語末は -PW ではなく -P である. 他の供出命令文書の文例から考えても動詞の副動詞形「～して」とすべきであり, 字形から suqup < suq- “to insert, thrust in” [ED, p. 805] と読んだ. 本処では税糧などを「納入する」の意か. Uig. qud-「注ぐ, 注入する」が税糧などを「納入する」意となる例も参照できよう [松井 1997b, pp. 29-31]. 前稿 [松井 1998a, p. 029] で「押して?」としたの

は誤訳であり、訂正する。

**7r3b, čuval:** ウイグル語世俗文書にはこれまで在証されていないが、オスマン語・アゼルバイジャン語・現代アナトリア方言の čuval “Sack (von grober Leinwand), Getreidesack; der Sack; ein Sack für Kohlen; die Sackabgabe” [J. Th. Zenker, *Türkish-arabisch-persisches Handwörterbuch*, p. 369; Wb III, p. 2186],「穀物製の粗い大きな袋」[竹内和夫『トルコ語辞典(ポケット版)』大学書林, p. 88]と同じで、pers. ğuväl “a sack, bag” [F. Setingass, *A Comprehensive Persian-English Dictionary*, p. 376]からの借用語とみなし、「布袋」と訳す。ただし、穀物その他の計量単位として用いられていた可能性も高い。その場合、line 3行末の缺落部に具体的な供出物件名が記されていたと推測される。

**7r4, alđin sarıy üy:** 語註 9r4 参照。

**7r5, mayaq bükän üy:** 行末は破損しているが、おそらく Text 12 (lines 7-8, 13) に現れる mayaq bükän üy 「マヤク=ビュケン戸」と同一とみて補う。

**7r6, baš käzig:** käzig ~ käsig 「番役」の順番は、ほとんどの場合序数によって表わされるが、「第 1」の場合は ilki, baştınqı ではなく baš が用いられる。Text 10 (line 4) の例も参考せよ。

## Text 8 Istanbul No. 12 İstanbul Üniversitesi Merkez Kütüphanesi

[解説] 犬年(1358?)12月9日付、ブドウ酒供出による番役代納命令。

[写真] 山田 V, pl. 2.

[転写] 山田 V, p. 24; 松井 1998a, 文書IV.

[研究] Intro., p. 445, No. 116; 梅村 1981, n. 33; 楊富学 1990, p. 19.

[備考] 15.0 × 14.0 cm. Beige. 完。

1 it yıl čxşpt ay toquz yangıqa

2 baki bäg-kä ärinkü atay-qa

3 birgü bir qap bor-ni alđin

4 (...)-' ụy birip bišinč

5 käsig-kä tutzun

- 1 犬年戒月 (=第十二月) 初 (旬の) 九日に.
- 2 ベキ=ベグとエリンキュ=アタイに
- 3 与えるべき 1 カブのブドウ酒を, 下等の
- 4 ……戸が供出し, 第 5
- 5 番役に充当せよ.

#### [語註]

**8r2-3:** 本処の Bäki-bäg と Ärinkü-Atay を本文書の通知先とみなす山田 [V] 説の誤りは、前稿 [松井 1998a, p. 033] で指摘した。また、山田は birgü を biragü 「合わせて」と読んだが、つとに Clark [Intro., p. 444] および SUK 編者 [SUK 1 [237], p. 24 \*2] によって提出されていた訂正案に従う。

**8r3-4, alđin (...)-' ụy:** 山田 [V] は alđin を人名要素とみなすが、従えない [語註 9r4]. Line 4 行頭語が人名要素であることは確実で、Clark [Intro., p. 445] は Text 9 (line 4) の alđin sarıγ ụy 「下等のサリグ戸」を期待しているが、写真で見る限り、語末の字は左下側へ流れているので -X とは読めない。

### Text 9 U 5303 (TII D68) BBAW

[解説] 鼠年(1360?) 12 月 6 日付、ブドウ酒供出による番役代納命令。

[転写] USp 80; 山田 V, pp. 25-26; 松井 1998a, 文書 V.

[研究] Ceferoğlu 1934, p. 40; ETHV, p. 36 [317]; Zieme 1974, p. 300; Intro., p. 445, No. 115; 梅村 1981, n. 33; 楊富学 1990, p. 19.

[備考] 高昌故城出土。17.7 × 13.0 cm. Chamois α ~ beige clair. 下端は裁断されている。漉き縞(5 / cm)のある不均質な中下質の紙。現在は台紙に貼付保存。

1 küskü yıl čaxšpt ay altı  
2 yangı-qı äl buq-a ilči-kä  
3 qoluš bilä birgü bir qap  
4 bor-nı alđin sarıy üy  
5 birip toquzunč käsig-  
6 -kä tuđzun

1 鼠年戒月 (=第十二月) 初 (旬の) 六  
2 日に、エル=ブカ使臣に  
3 コルシュ税とともに与えるべき 1 カプの  
4 ブドウ酒を、下等のサリグ戸が  
5 供出し、第 9 番役  
6 に充当せよ。

#### [語註]

9r3, **qoluš**: Radloff が qolu 「時間」からの派生語として「期間」と訳したのに対し、Malov [USp, pp. 237, 279] はジョチ=ウルスのテュルク語命令文書に在証例があるとして税目名称と修正した。本処でもこれに従って「コルシュ税」と訳す。ジョチ=ウルスの qoluš は、動詞 qol-「求める、願う」からの派生語であり、同じく qol- からの派生語である qoltqa と熟して用いられ、君主・封建領主への強制的供出金を意味するという [Muhamedyarov & Vásáry 1987, p. 197]。管見の限り、ウイグル文書では、龍谷大学所蔵(未発表)の Ot. Ry. 2007 + 2510 (line 2) に、[ ]-qa qoluš birlä birgü [ ]「～に qoluš とともに差し出す [べき]」と、本処とほぼ同じ構文で在証されるのみ。在証例の増加が待たれる。

9r4, **alđin sarıy üy**: alđin ~ altın は “below, beneath, lower” [ED, p. 131] の意。山田 [V] は本処と Text 8 (line 3) の alđin を人名要素とみなしたが、Texts 2 (line 3), 3 (line 6), 6 (lines 4, 5, 6), 7 (line 4) でも同様に人名要素に先行して在証され、

その全てを人名要素とみなすのは不自然である。さらに、**Texts 7, 8** および本処で、*aldın* +《人名要素》に後続する語は *üy ~ uy*「戸」と読める【語註 1r5b】。そこで筆者は、これらの *aldın* を、戸口等級における「下等」を意味するものとみなす。玄奘伝でも漢文原典の「所謂上之化下」(大正新修大藏經, Vol. 50, No. 2053, p. 257c) が *qaltı üstün uluγ-dün boşuntılar altın kičigkätägi*「謂く、上の長者から下の小者まで改宗させた」とウイグル語訳され、*altın* が“sozial niedrig”と解釈されることも参照せよ [UW 2, p. 111; Röhrborn 1991, pp. 38-39, 195]。

Radloff [USp 80] は *sarıy* を *säkiz* と読んだが、語末の尻尾は *toquzunč* (line 5) の-Z と比べると明らかに長く、山田 [V] の修正案に従う。この「下等のサリグ戸」は **Text 7** (line 4) にも現れる。

## Text 10 U 5316 (THI 168) BBAW

[解説] 牛年(1361?)7月21日付、甘いブドウ酒供出による番役代納命令。

[転写] Zieme 1997, p. 438; 松井 1998a, 文書VI.

[研究] ETHV [176/27]; Zieme 1974, p. 300.

[備考] 17.0 × 5.7 cm. Chamois α ~ beige clair. 完、漉き縞(5 / cm)のある不均質な中下質の紙。現在は台紙に貼付保存。

- 1 ud yıl yiğinč ay bir oðuz-qa
- 2 toy-qa içgü üç qap süčüg-
- 3 -ni qudluγ üy büdürüp birip
- 4 baš käsig-kä tuðsun

- 1 牛年第七月二十一日に。
- 2 宴会用の、飲むべき3カブの甘いブドウ酒
- 3 を、クトルグ戸が調達して供出し、
- 4 第1番役に充当せよ。

[語註]

**10r2a, toy: ~ mong.toi ~ pers. tūy.** 「宴会」の意 [TMEN III, pp. 352-355, Nr. 1352; ED, p. 566]. 本文書が行政命令=公文書であることを考慮すれば、イネチ(イナンチ, Inäči / Čināči)一族の支出簿 SI Kr. IV 638 (lines 67, 170) [cf. 梅村 1987] にみられるような婚礼に際しての私的な祝宴とは異なることは確実である。おそらく、イリ渓谷を本拠とするチャガタイ=ウルス宫廷で開かれる最大・最高級の宴会か、もしくはトゥルファン盆地内の支配層が開催するものであろう。モンゴル時代、王族・貴族ら支配層によって開かれる宴会は、きわめて重要な政治的役割を果たしていた [杉山 1996, pp. 199-200; 杉山 1997a, pp. 199-222]。モンゴル時代以前の西ウイグル宫廷の宴会についてもイスラム史料の記事があり、1000人の男と約400人の女がウイグル王に陪席し、やはりブドウ酒ないしブドウジュースが飲料とされたという [森安 1991, pp. 163, 165].

**10r2b, üč qap süčüg:** 山田 [IV, p. 182] は、qap「カブ；皮袋」で液体を計量した例について「2又は1の数しか認められない」と述べた。本処の在証例は、それを上回る点で重要である。

süčüg は「甘い」の原義から「甘いブドウ酒；ブドウ漿、ブドウ汁」を意味する [ED, pp. 796-797; 間野 1992, pp. 12-13; SUK 2, p. 283; Zieme 1997, pp. 438-439]. Texts 1, 3, 8, 9 ではそれぞれ bor 1 カブで番役 (käzig) が代納されているのに対して、本文書では süčüg 3 カブで番役が代納されている。このことは、süčüg が bor よりも廉価・低級・低質であったことを示唆し、süčüg を未精製品、bor「ブドウ酒」をより高価な精製品とした山田 [IV, p. 116] の説を補強するものといえる。ただし前註でみたように、本処の süčüg が飲用される宴会 (toy) の性格によっては、süčüg が bor よりも甘美で良質・高級なブドウ酒であった可能性も残る。その場合、本文書でクトルグ戸に命じられている番役代納は例外的に過重だったことになる。

**10r3, qudluy üy:** Zieme [1997] は qotuz urū と読む。urū を üy「戸」と訂正する点については語註 1r5b 参照。qotuz についても、-L- のフックがわずかに読み取

れるため、頻出する人名要素 *quqluy* (~ *qutluγ*) に改めた。

**10r4:** Zieme [1997] は、文末の命令文言を疑問符つきながら “Für die Haupt-Wache sei es gehalten! (??)” と訳すが、誤りである。本稿第3節(1)参照。

## Text 11 U 5967 BBAW

[解説] 虎年(1362)10月24日付、物件供出命令(ただし、供出物件は不明瞭)。

[研究] Zieme 1974, p. 300.

[備考] 20.0 × 6.7 cm. Beige ~ chamois α. 完、漉き縞(5 / cm)のある不均質な中下質の紙。現在はガラス保存。

1 bars yıl onunč ay tört oðuz-qɑ 'Y(..)W[ ]  
2 ilči-kä birgü bir P'D[ ](..)[ ](..)[ ]SKY  
3 (...) (...) qusü P(...) bilä bırsün

1 虎年第十月二十四日に。 ······  
2 使臣に与えるべき 1 ······  
3 ······ クシガ ······ とともに供出せよ。

[語註]

**11r1, 'Y(...)[ ]:** 使臣の人名であることは疑いない。

**11r2, P'D[ ](..):** 数詞 *bir*「1」に続くので、何らかの単位とすれば、重量単位 *badman* ~ *batman* [語註 5r8] か、あるいは *padır* ~ *patır*「鉢 (< sogd. p'ttr < skt. pātra)」[ED, p. 307] のいずれかに違いない。*padır* は SUK Lo27 (lines 5, 6, 7) で胡麻の計量に用いられており、護 [1997, pp. 356-357] がこれを容量単位とみなしたのに対し、山田 [IV, pp. 108-109] は慎重論を唱えた。しかし、もし公文書である本文書で供出物件の数量を示すために用いられていたとすれば、まさしく容量単位としての用例となるだろう。

## Text 12 U 5297 (TM 110, D168 (?)) BBAW

[解説] 年月日不明, 駅伝馬・馬夫供出命令, 駅伝馬供出による番役代納命令.

[研究] ETHEV, p. 36 [213/65]; Zieme 1974, p. 300.

[備考] 21.3 × 27.0 cm. Chamois α ~ beige clair. 左・右下缺(右端あり). 粗い漉き縞(4 / cm)のある不均質な中下質の紙. 現在は台紙に貼付保存.

[missing]

- 1 [ ] birgü (.)[ ]
- 2 (..)[ ](..) üy bir ulay [ ]
- 3 ödäm üy bir ulay (.)[ ]
- 4 üy bir ulay körpä sarıy
- 5 üy bir ulay qoşung-tn
- 6 üy bir ulay kün tapmüss
- 7 üy bir ulay mayaq bükän
- 8 üy bir ulay bačaq qulī
- 9 üy bir ulay noyin sarıy
- 10 üy bir ulay birzün
- 11 tüz yapa b
- 12 käsig-tin bačaq qulī üy
- 13 mayaq bükän üy bilä ulayči
- 14 birzün yan-a [ ]
- 15 bir ulay birip [ ]
- 16 käsig-kä tutzun

[前 缺]

- 1 ……与えるべき……
- 2 ……戸は1(頭の)駅伝馬……

- 3 オデム戸は1 (頭の) 駅伝馬, ……  
 4 戸は1 (頭の) 駅伝馬, キヨルペ=サリグ  
 5 戸は1 (頭の) 駅伝馬, コシュング=タン  
 6 戸は1 (頭の) 駅伝馬, キュン=タプミシユ  
 7 戸は1 (頭の) 駅伝馬, マヤク=ビュケン  
 8 戸は1 (頭の) 駅伝馬, バチャク=クリ  
 9 戸は1 (頭の) 駅伝馬, ノイン=サリグ  
 10 戸は1 (頭の) 駅伝馬を供出せよ.  
 11 等しくすべて供出せよ.  
 12 番役以外にバチャク=クリ戸が  
 13 マヤク=ビュケン戸とともに馬夫を  
 14 供出せよ. また, …… [が]  
 15 1 (頭の) 駅伝馬を [供出し, 第□]  
 16 番役に [充当せよ. ]

[語註]

12r2, **ulay:** > mong. ulaya. テュルク語では「駅伝馬」ないし「駄駄」を意味する [ED, p. 136; TMEN II, pp. 102-107, Nr. 521; cf. OTWF, pp. 212-213; 荒川 1994, p. 8 & n. 21]. モンゴル期の蒙漢合璧碑文や『至元訳語』『元朝秘史』などではいずれも「鋪馬」と対訳されるので、本処でも乗用馬と考えておく。なお、ウイグル文書中には äšäk (~ äšgäk) ulay と熟して「荷駄ロバ」を意味する例 (e.g. SUK RH14, line 3; URD, No. 4, lines 7, 10, 11) もある。

12r7-8, **mayaq bükän üy:** line 13 にも現れる。また、語註 7r5 参照。

12r11, **tüz yapa b:** tüz は “level, flat, even; equal, impartial” [ED, p. 571], yapa は “ganz, alles” [BTT III, p. 40, n. 276] の意。ウイグル語支出リスト様文書などでは、P = b 1 文字で birdim 「与えた」の略筆とする例が散見するが [e.g. U 5311 = USp 91 = Raschmann 1995, Nr. 27; U 5960, U 6189, Ch/U 6851, Ch/U 6986, Ch/U

7012, Ch/U 7345, Ch/U 7481, Ch/U 7491 = Raschmann 1995, Nrn. 46, 53, 58, 60, 62, 66, 71, 72; Zieme 1997, p. 441, Ch/U 7145], 本処の文脈では適合しない。筆者は、本処の *b* を *birzün*「供出せよ」の略筆とみなし、*tüz yapa b(irzün)* 全体で line 10 までに言及された諸人戸に対し「等しく（1頭ずつの駅伝馬を、供出負担者が）すべて供出せよ」と命令するものとみる [cf. 語註 3r4a]. ただし、*tüz yapa* が *tüzung yapa*「すべて」[e.g. BTT XIII, Text 50, line 19; Abhi., lines 62, 3065, 3121, B 335] と同義となっている可能性もあるが、全体の文意には大差はない。

**12r12-14:** 本稿第3節(4)参照。

**12r13, *ulayči*:** 語中の -L- は破損しているが、この復元は確実である。*ulay* に職掌を表わす接尾辞 +či が接続したもの (~ mong. *ulayči* ~ *ula'ači* > chin. 兀刺赤). ウイグル文書では Ch/U 7012 (line 6) に *ordu-qa bir ulay-či b*「オルド（本営）に 1（人の）馬夫を供出した」と在証される [BTT XIV, Taf. VI].

本文書は、複数の戸に対して駅伝馬の供出を命じ、さらにその中のいくつかの戸から *ulayči* をも徵發して、それらの駅伝馬を利用する際の引送・道案内・駅伝馬の世話を命じているものと思われる。この点で、*ulayči* > 兀刺赤が「一介の馬夫」であり、その主要な任務を使臣の往来や官物・進呈品等の輸送に際しての引送と結論した羽田亭 [1957, pp. 68-70] 説を裏付けるものといえる。

**12r14-16:** 缺落部は文脈から補った[本稿第3節(1)・(4)]. Line 14 行末には、番役代納を命令された供出負担者名があったと推測される。なお、line 16 は紙の右端いっぱいに書かれており、lines 14-16 が本来の命令文 (line 14 の *birzün* まで) よりも後に追加された可能性を示唆する [cf. 語註 2r19-20, 5r8].

## Text 13 U 5323 (TII D148c<sup>1</sup>) BBAW

[解説] 某年 12 月某日付、肉・ブドウ酒供出命令。

[研究] Zieme 1974, p. 300.

[備考] 高昌故城出土。14.8 × 13.5 cm. Beige clair ~ chamois α. 上・下缺。漉き縞 (5 / cm) のある不均質な中下質の紙。現在は台紙に貼付保存。

- 1 [ ] yïl čxšpt ay(..)[ ]
- 2 [ ]-WT baš-lïγ(..)[ ]
- 3 [ ] quqluy qy-a YWČ[ ]
- 4 [ ] birip äd(..)[ ].[.][ ]
- 5 **bor-nī balču uy P(...)[ ]**
- 6 [ ] bor sanında tuđsun

- 1 [□年] 戒月 (=第十二月) [□日に.] ……
- 2 ……を頭とする ……
- 3 ……クトルグ=カヤ ……
- 4 ……を与えて、肉 ……
- 5 ……ブドウ酒をバルチュ戸が ……
- 6 ……ブドウ酒の帳簿に記録 [せよ].

#### [語註]

**13r6, bor sanında tuđsun:** *san* の原義は「数」だが、本処および **Text 14** (line 6) では「帳簿」の意と考えておく [ETHV, p. 70, VII (TM 68); 梅村 1981, p. 60 & n. 22; 多魯坤・梅村・森安 1990, pp. 24-25]. ただし、ジョチ=ウルスのテュルク語命令文書では、*san* と *tütün* とが熟した *tütün san* で税目名称となる例もあるので [Muhamedyarov & Vásáry 1987, p. 198], 本処でも *bor san* で「ブドウ酒税」を意味する可能性もある.

#### Text 14 U 5324 (TII D148c<sup>2</sup>) BBAW

[解説] 某年 8 月 4 月付、衣服用 (*yoyluq*) 棉布供出命令. Raschmann [1995, p. 124] が「売買文書 (Verkaufsdokument)」とするのは誤り.

[転写] Raschmann 1995, pp. 124-125, Nr. 29 (lines 2-3, 6-7).

[研究] ETHV [243]; Zieme 1974, p. 300; Raschmann 1995, p. 58.

[備考] 高昌故城出土. 17.5 × 14.1 cm. Chamois α ~ beige clair. 上缺. 粗い漉き  
縞 (4 / cm) のある不均質な中下質の紙. 現在は台紙に貼付保存.

- 1 [ ] yıl səkizinč ay tört yngiqa
- 2 [ ] bilä al xoča-qa birgül
- 3 [ ] yoγluq böz-tä borluq
- 4 aγiz-in-tün arslan ögä
- 5 vaxar-liy borluq siñsidu tan
- 6 bir yoγluq böz birşün san-in
- 7 [ ] yoγluq böz bilä birşün

- 1 [□年] 第八月初 (旬の) 四日に.
- 2 ……とともにアル=ホチャに与えるべき
- 3 ……布地用棉布のうち, ブドウ園
- 4 [アギズ税] 以外に, アルスラン=オゲ
- 5 [寺院] のブドウ園 (の) シンシドゥ=タンが
- 6 1 布地用棉布を供出せよ. その帳簿
- 7 ……布地用棉布とともに供出せよ.

#### [語註]

**14r3-4, borluq aγiz-in-tün: aγiz** は SUK Mi20 (line 13) の borluq aγiz という用例  
から補う. 本稿第3節(4)および語註 2r4 を参照.

**14r4-5, arslan ögä vaxar-liy borluq: arslan** の字形は SUK Mi31 (line 17) の例に  
酷似している. ögä は漠北ウイグル時代から現れる有名な称号である [e.g. DTS,  
p. 379; ED, p. 101]. Line 5 行頭の vaxar は Text 4 (lines 5, 13) の vaxar-liy borluq  
を参考にして補った. 本処では, 元来人名であった arslan ögä が, 仏寺名称と  
なっていると考える. 魏氏高昌国時代～唐代のトゥルファン盆地内の仏寺名称

が、多くの場合、仏寺を建立した豪族の姓・姓名を冠していたことも想起すべきである [町田 1990, pp. 38-40].

**14r5, siňsidu tan:** この人名はベゼクリク出土「仏教尊像受領命令文書」(lines 3-4)にも現れ、sinsidu だけなら SUK Sa15 (lines 8, 12) にも現れる。2語目のtanが人名要素なのか位奪格語尾なのかは、本処でもきわめて判定し難い[cf. 多魯坤・梅村・森安 1990, pp. 15, 17, 27].

**14r6a, yoýluq böz:** Raschmann [1995, p. 58] が「布地用 (für Töcher) 棉布」と解釈するのに従うが、その実態については今後の検討が必要である。

**14r6b, san-ïn:** Raschmann [1995] に従う。sanについて語註 13r6 参照。

## Text 15 U 5510 (TII 920) BBAW

[解説] 年月日不明、蒸留酒 (araqï) 供出命令。

[研究] Zieme 1974, p. 300; Zieme 1997, pp. 443-444.

[備考] 17.2 × 26.5 cm. Chamois α. 左・右上缺(ただし右端あり)。下端は裏側に折り返し、粗い漉き縞 (4 / cm) のある不均質な中下質の紙。現在はガラス保存。

[missing]

- 1 [ ] bilä [ ]
- 2 (...)L[ ](.)Y üč tämbin araqï
- 3 saba-si bilä saba sal
- 4 üč tämbin araqï saba-si bilä
- 5 satba buq-a üč tämbin araqï
- 6 saba-si bilä buyan-a ordoq
- 7 ''R(..)[ ](.) üč tämbin araqï
- 8 saba-si bilä PW(.) udmaq üč
- 9 tämbin araqï saba-si bilä

- 10 käsän-ä qy-a üč tämbin araqi  
 11 saba-si bilä qar-a qay-a üč  
 12 tämbin araqi saba-si bilä taš  
 13 qy-a oylí üč tämbin araqi  
 14 saba-si bilä lambi ángguy  
 15 üč tämbin araqi saba-si  
 16 bilä [ ] üč tämbin araqi  
 17 saba-si bilä lambi ögrünč  
 18 üč tämbin araqi saba-  
 19 -si bilä birzün

[前 缺]

- 1 .....で.....  
 2 .....3 テムビンの蒸留酒を  
 3 その皮袋と共に, サトバ=サルは  
 4 3 テムビンの蒸留酒をその皮袋と共に,  
 5 サトバ=ブカは 3 テムビンの蒸留酒を  
 6 その皮袋と共に, ブヤナ=オルトクは  
 7 .....3 テムビンの蒸留酒を  
 8 その皮袋と共に, ....ウトマクは 3  
 9 テムビンの蒸留酒をその皮袋と共に,  
 10 ケセネ=カヤは 3 テムビンの蒸留酒を  
 11 その皮袋と共に, カラ=カヤは 3  
 12 テムビンの蒸留酒をその皮袋と共に, タシユ=  
 13 =カヤ=オグリは 3 テムビンの蒸留酒を  
 14 その皮袋と共に, ラムビ=アングガイは  
 15 [3 テムビンの] 蒸留酒をその皮袋

- 16 [と共に, ……は] 3 テムビンの蒸留酒を
- 17 [その皮袋と共に, ] ラムビ=オグリュンチは
- 18 [3 テムビンの] 蒸留酒を [その] 皮袋
- 19 [と共に供出] せよ.

[語註]

**15r2-3, üč tämbin araqš saba-si bilä:** 周知の通り, tämbin 「テムビン」は液量単位であり, 30 tämbin で 1 qap に相当する [山田 IV, pp. 180-182; Yamada XII, pp. 493-495]. araqš, saba はそれぞれ「蒸留酒」「皮袋」の意 [語註 4r7-8]. Text 4 やモンゴル語文書 BTT XVI, Nr. 74 (line 10) では saba が液量単位的に用いられていたのに対し, 本文書では容器そのものをさしている. 同時に供出される「3 テムビンの蒸留酒」を入れることを明示するため, 人称語尾 +si が接続しているのであろう [cf. Zieme 1997, pp. 443-444]. 逆に筆者は, 本文書の用例から, 液量単位としての saba は 3 テムビンに相当したと推測する.

**15r3, stba sal:** stba は不明瞭であるが, 次註にみる satba と同じ人名要素とみて補った. また, 語註 4r10 も参照.

**15r5, satba buqa:** satba ~ stba は, サンクトペテルブルグ所蔵のリスト文書 SI Kr. IV 420 (line 8) で Tugusheva [1996, Text 4] が satrba と読んでいる人名要素と同じものと思われる. 本処では語頭の S- の部分は半円状の墨勾で囲われている.

**15r6, buyan-a ordoq:** ordoq ~ ortoq については語註 2r6c 参照. 本処では「ブヤナ (という名の) オルトク」の意か [cf. 森安 1997a, p. 29; 森安 1997d, p. 113].

**15r11, qar-a qay-a:** 語註 6r7 参照.

**15r14, aingga:** lambı örgrünč (line 17) の例と比較すれば, これも人名と思われる. おそらく漢語起源であろう.

**15r15-19:** テキスト破損部分を文脈から復元した. Line 19 現存部には埋め草として長く引き伸ばされた文字が見え, これが命令文言末尾の (-zu / -zü)n であることは確実. 仮に birzün を補う.

## 語彙索引

見出し語は標準的発音表記 (transcription) で示し、次に和訳を付す。PN は人名要素、ON は地名を表わす。語訳を参照する必要がある場合、その語訳番号を [...] として示す (1 文書のみに在証される場合は省略する)。当該語彙の在証箇所を示す 4 衔の数字は、前 2 衔が本稿でのテキスト番号 (1-15) に対応し、後 2 衔が各テキスト内の行番号に対応する。在証例はテキスト中の形式によって提示し、名詞の場合は接尾辞、動詞の場合は活用語尾も示す。

<b>aγiz</b> アギズ税 (税目 名称) [2r4]	0414 araqi	0217 aşun	0802 bāg-kā
0204 aγiz-in-fin	0417 araqi	äl PN	0103 bāg-lär-ni
1404 aγiz-in-fin	0420 araqi	0902 äl	0303 bāg-lär-kā
al PN	1502 araqi	älilik PN	0402 bāg-ning
1402 al	1504 araqi	0416 alik	bāki PN
al- 取る、受領する； 迎える [1r4]	1505 araqi	ärinkü PN	0802 bāki
1402 al	1507 araqi	0802 ärinkü	bāküz PN
al- 取る、受領する； 迎える [1r4]	1509 araqi	ät 肉	0605 bāküz
0220 alyu	1510 araqi	1304 'äd	bilä ~と共に；あわ せて、合計
0104 alip	1512 araqi	b → bir-	0206 bilä
0304 alip	1513 araqi	bačaq PN	0208 bilä
0403 alip	1515 araqi	1208 bačaq	0211 bilä
alti 六	1516 araqi	1212 bačaq	0212 bilä
0102 alti	1518 araqi	balču PN	0214 bilä
0211 alti	aryun PN	1305 balču	0215 bilä
0214 alti	0418 aryun	bar- 行く	0216 bilä
0901 alti	arslan PN	0403 baryu	0217 bilä
altin 下等の [9r4]	1404 arslan	0703 baryu	0218 bilä
0203 aldjin	atay PN	bars 虎、寅	0219 bilä
0306 aldjin	0802 atay-qa	1101 bars	0407 bilä
0604 aldjin	ay 月	baš 第一の；頭	0410 bilä
0605 aldjin	0101 ay	0706 baš	0414 bilä
0606 aldjin	0201 ay	1004 baš	0416 bilä
0704 aldjin	0301 ay	bašılıy ~をはじめと する [1r3a]	0417 bilä
0803 aldjin	0401 ay	0103 baš-liy	0419 bilä
0904 aldjin	0501 ay	0303 baš-liy	0505 bilä
altinč 第六の	0601 ay	1302 baš-liy	0506 bilä
0401 altinč	0701 ay	bašlı PN	0507 bilä
angguy PN	0801 ay	0404 bašlı	0606 bilä
1514 aŋguy	0901 ay	batman バトマン (重 量単位)	0608 bilä
anut- 準備する	1001 ay	0508 baqman	0903 bilä
0502 anudup	1101 ay	bäg ベグ、官員；PN	1103 bilä
araqi 蒸留酒 [4r7-8]	1301 ay	0419 bäg	1213 bilä
0408 araqi	1401 ay		1402 bilä
0410 araqi	ażum PN		

1407 bilä	1001 bir	0207 biš	0419 buyan
1501 bilä	1102 bir	0208 biš	buyana PN
1503 bilä	1202 bir	0508 biš	1506 buyan-a
1504 bilä	1203 bir	bišinč 第5の	buyantu PN
1506 bilä	1204 bir	0804 bišinč	0208 buyan-du
1508 bilä	1205 bir	bol なる, ある	bükän PN
1509 bilä	1206 bir	0220 boldı	0105 bükän
1511 bilä	1207 bir	bor ブドウ酒	0705 bükän
1512 bilä	1208 bir	0106 bor	1207 bükän
1514 bilä	1209 bir	0309 bor	1213 bükän
1516 bilä	1210 bir	1306 bor	bütür- 調達する, 摘 える
1517 bilä	1215 bir	0803 bor-nī	1003 büdürüp
1519 bilä	1406 bir	0904 bor-nī	čaxšpt → čxšapt
<b>bir</b> 一	<b>bir-</b> 与える, 供出す	1305 bor-nī	čäčägtü PN
0106 bir	る ; b = birzün [12r11]	0105 bor-ta	0409 čäčägdü
0201 bir	1211 b	0305 bor-ta	čin PN
0306 bir	0603 birgü	borluq ブドウ園	0209 čin
0308 bir	0803 birgü	0405 borluq	čuval 布袋
0406 bir	0903 birgü	0412 borluq	0703 čuval
0407 bir	1102 birgü	0413 borluq	0704 čuval
0410 bir	1201 birgü	1403 borluq	0705 čuval
0414 bir	1402 birgü	1405 borluq	0706 čuval
0416 bir	0106 birip	0404 borluq-qa	čxšapt čxšapt ay 戒月 (=第十二月)
0418 bir	0307 birip	0411 borluq-tün	0301 čxšapt
0504 bir	0309 birip	böz 棉布; 棉製の	0901 čaxšpt
0505 bir	0706 birip	0609 böz	0801 čxšpt
0506 bir	0804 birip	1406 böz	1301 čxšpt
0507 bir	0905 birip	1407 böz	darma PN
0601 bir	1003 birip	1403 böz-tä	0607 darm-a
0603 bir	1215 birip	bu これ; この	daš PN
0604 bir	1304 birip	0219 bu	0207 ṫaš
0605 bir	1210 birzün	0608 bu	dägäläy 上着
0605 bir	1214 birzün	budasın PN	0610 tägäläy
0606 bir	1519 birzün	0211 budasın	0603 tägäläy-ni
0606 bir	0216 birşün	buqa PN	id- 送る
0607 bir	0219 birşün	0211 buq-a	0203 idyu
0608 bir	0417 birşün	0215 buq-a	idura PN
0608 bir	0420 birşün	0602 buq-a	0213 idur-a
0609 bir	0508 birşün	0702 buq-a	inanč PN
0701 bir	0508 birşün	0902 buq-a	0504 inanč
0704 bir	0610 birşün	1505 buq-a	it 犬, 戌
0705 bir	1103 birşün	buyan PN	0401 it
0706 bir	1406 birşün	0207 buyan	0501 it
0803 bir	1407 birşün	0406 buyan	
0903 bir	biš 五	0418 buyan	

0601 it	0603 kürk	noyin ノイン (=ノヤン), 遊牧貴族 ; PN [5r4]	qan カン, 君主
0701 it	0609 külk [sic]	oylı PN	0203 qan-qa
0801 it	küskü 輿, 子	0504 noyin	qap 皮袋 ; カブ (液量单位)
ič- 飲む	0901 küskü	1209 noyin	0104 qap
1002 ičgü	lama PN	0507 oylı	0106 qap
iki 二	0206 lam-a	0605 oylı	0305 qap
0104 iki	lambı PN [4r15]	1513 oylı	0308 qap
0208 iki	0415 lambı	on 十	0803 qap
0305 iki	1514 lambı	0202 on	0903 qap
0305 iki	1517 lambı	0218 on	1002 qap
0401 iki	lbay PN	onunč 第十の	qara PN
0607 iki	0505 lbay	0307 onunč	0302 qar-a
0608 iki	lisung リスング (仏寺の名称)	1101 onunč	0607 qar-a
ilči 使臣, 使者	0413 lisung	ortoq オルトク, 契約相手, 仲間, パートナー, 共同出資者	1511 qar-a
0702 ilči	mä ~も	[2r6c]	qaya PN
0602 ilči-kä	0309 m-ä	0206 ordoq	0607 qay-a
0902 ilči-kä	0508 m-ä	0207 ordoqī	1511 qay-a
1102 ilči-kä	manistan マニスタン (マニ教ないし仏教の寺院)	0210 ordoqī	0213 qy-a
isig PN?	0411 isig	1506 ordoq	0403 qy-a
karinpa PN	0206 karinpa	0206 ordoqī	0418 qy-a
kädmä PN	0408 manışdan-liγ	0207 ordoqī	0419 qy-a
kädmä PN	mausi PN	0210 ordoqī	0604 qy-a
0402 kädmä	0605 mausi	0212 ordoqī	1303 qy-a
käpäzlig 棉入りの	mayaq PN	0213 ordoqī	1510 qy-a
0609 käpäzlig	0705 mayaq	0215 ordoqī	1513 qy-a
käsänä PN	1207 mayaq	0217 ordoqī	qiv 吉 ; ON
1510 käsän-ä	1213 mayaq	otuz 三十	0412 qiv
käzig 番役 (輪番制の徭役) [1r7]	mänçüg PN	0702 oduz-qa	qoluš コルシュ税 (税目名称)
0706 käzig-kä	0506 mänçüg	1001 oduz-qa	0903 qoluš
0107 käsig-kä	min 麵粉, 小麦粉	1101 oduz-qa	qopuz PN
0307 käsig-kä	0216 min	ödäm PN	0503 qopuz
0310 käsig-kä	0218 min	1203 ödäm	qosung PN
0805 käsig-kä	0508 min	ögä PN	1205 qosung
0905 käsig-kä	0219 min-lär-ni	1404 ögä	qoyın 羊
1004 käsig-kä	0203 min-tä	ögän 渠	0305 qoyın
1216 käsig-kä	möngkä PN	0412 ögän	0306 qoyın
1212 käsig-tin	0102 möngkä	ögäPN	0507 qoyın
körpä PN	nişan ニシャン印, 略花押 ; 印つきの文書	1517 ögrünč	0502 qoynta
1204 körpä	0402 nişan	ögdün PN	quili PN
külk → kürk	nomqlı PN	0416 ögdün	0214 quili
kün PN	0406 nomqlı	ötämiš PN	1208 quili
1206 kün	noqoy PN	0604 ödäniš	1212 quili
kürk 毛皮の	0302 noqoy	qabı PN	qum 砂 ; ON
		0306 qabı	

0412 qum	singging	ON (< chin. 新興；現在のセンギ △ = 勝金 Sänggim)	tämbin	テムビン (液 量単位)	0601 tört
qusi PN			1502 tämbin		1101 tört
1103 qusi			1504 tämbin		1401 tört
qutluy PN	0506	sing'ging-lig	1505 tämbin		taqīyu → taqīyu
0205 qudluy	sinsidu	PN	1507 tämbin		tu PN
1003 qudluy	1405	siñsidu	1509 tämbin		0406 tu
1303 qudluy	stba	→ satba	1510 tämbin		tur- (継続の助動詞)
quvray PN	suq-	挿入する	1512 tämbin		0502 turyu
0214 quvray	0703	suqup	1513 tämbin		turniš PN
qya → qaya	sücüg	甘いブドウ酒； ブドウ漿	1515 tämbin		0213 turniš
saba 皮袋；液量単位	PN		1516 tämbin		0419 turniš
[4r7-8]	1002	süčüg-ni	1518 tämbin		tut- 充當する；保持
0407 saba	ša	PN	tämür	PN	する, 記録する
0410 saba	0407	š-a	0205 tämür		0107 tutzun
0414 saba	šila	PN; 持戒者, 律 師；仏僧	0209 tämür		0805 tutzun
0416 saba			0415 tämür		1216 tutzun
0420 saba	0209	šila	0503 tämür		0906 tužun
1503 saba-si	0217	šila	0602 tämür		0308 tuşun
1504 saba-si	šing	升, 容量単位	0604 tämür		0310 tuşun
1506 saba-si	0206	šing	0102 tmür		0707 tuşun
1508 saba-si	0207	šing	0418 tmür		1004 tuşun
1509 saba-si	0208	šing	tängbilä	平等に(?)	1306 tuşun
1511 saba-si	0209	šing	0304 tngbilä		tüştämür PN
1512 saba-si	0210	šing	tmür → tämür		0407 tüşdämür
1514 saba-si	0211	šing	tn → tan		tütün トウトウン税 (税目名称) [5r3]
1515 saba-si	0212	šing	tngbilä → tängbilä		0503 tüdün-tin
1517 saba-si	0214	šing	ton 衣服		0603 tüdün-tin
1518 saba-si	0216	šing	0606 ton		tüz 等しく
sal PN	0218	šing	0608 ton		1211 tüz
0410 sal	tan	PN	0609 ton-qa		ud 牛, 丑
1503 sal	1405	tan	toquz	九	1001 ud
san 数；帳簿 [13r6]	1205	tn	0801 toquz		ulay 駅伝馬；駄歎
1406 san-in	tapmisi	PN	toquzunč	第九の	1202 ulay
1306 sanında	1206	tapmisi	0905 toquzunč		1203 ulay
sarıy PN	taqīyu	鶏, 西	0101 toqşunč		1204 ulay
0704 sarıy	0201	taqīyu	toqzunč → toquzunč		1205 ulay
0904 sarıy	0301	taqīyu	toy 宴会		1206 ulay
1204 sarıy	0101	tqīyu	1002 toy-qa		1207 ulay
1209 sarıy	tariy	穀物；主穀	töläk	PN	1208 ulay
satba PN	0204	tariy	0210 töläk		1209 ulay
1505 satba	taš	PN	0409 töläk		1210 ulay
1503 stba	0210	taš	0415 töläk		1215 ulay
säkizinc	第八の		0219 taš		ulayči 馬夫
1401 säkizinc	0409	taš	0209 tört		1213 ulayči
0501 säkişinč	1512	taš			

utmaq PN	0304 üngü	0308 yan-a	0401 yıl
1508 uđmaq	üy 戸 [1r5]	1214 yan-a	0501 yıl
uyaru PN	0904 üy	yangī 各月の初旬を	0601 yıl
0205 uyaru	1003 üy	示すもの	0701 yıl
uzat- 送り出す, 見 送る	1202 üy	0902 yangī-qa	0801 yıl
0104 usđyu	1203 üy	0202 yangiq-a	0901 yıl
üč 三	1204 üy	0502 yangiq-a	1001 yıl
0205 üč	1205 üy	0801 yangiq-a	1101 yıl
0212 üč	1206 üy	0601 yngiq-a	1301 yıl
0703 üč	1207 üy	1401 yngiq-a	1401 yıl
	1208 üy	yapa すべて	yiti 七
1002 üč	1209 üy	1211 yapa	215 yiti
1502 üč	1210 üy	yapıý PN	501 yiti
1504 üč	1212 üy	0505 yapıý	yitinč 第七の
1505 üč	1213 üy	0203 yapıý-níng	1001 yidinč
1507 üč	0105 üy	yarım 半分	yngi → yangi
1508 üč	0704 üy	0212 yarım	yoyluq 衣服用の
1510 üč	0705 üy	0507 yarım	1403 yoyluq
1511 üč	0705 üy	ygrmi 二十	1406 yoyluq
1513 üč	0804 üy	0302 yägrmikä	1407 yoyluq
1515 üč	1305 üy	0102 ygrmkä	yolči PN
1516 üč	vaxar 仏寺, 寺院	ygrminč 第二十の	0606 yolči
1518 üč	0405 vaxar-ıý	0601 yägrminč	yölük PN
üči PN	0413 vaxar-ıý	0201 ygrminč	0608 yölük
0505 üči	1405 vaxar-ıý	0701 ygrminč	yuliy ユリグ税(税目 名称)
üčünč 第三の	xoča PN	yıl 年	0602 yuliy-qa
0106 üčünč	0303 xoča	0101 yıl	žün 間
0309 üčünč	1402 xoča-qa	0201 yıl	0101 žün
ün- 出発する, 出る	yana また, さらに	0301 yıl	

## 略号・文献目録

- Abhi.: 庄垣内正弘「古代ウイグル文阿毘達磨俱舍論実義疏の研究 (*Studies in the Uighur Version of the Abhidarmakośabhbāṣya-tīkā Tattvārthā*)」I-III. 松香堂, 1991-1993.
- AoF: *Altorientalische Forschungen*.
- AOH: *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*.
- 荒川 正晴 1986: 「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」[『史学雑誌』]95-3, pp. 37-76.
- 1994: 「トゥルファン出土漢文文書に見える ulay について」[『内陸アジア言語の研究』]9, pp. 1-25.
- 1997: 「唐代トゥルファン高昌城周辺の水利開発と非漢人住民」「近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発」(平成7・8年度科学研究費補助金基盤研究B2研究成果報告書) pp. 49-64.

- Arat, R. R. 1937: Uygurca yazilar arasında. *Türk Tarih, Arkeolojya ve Etnografya Dergisi* 3, pp. 101-112, +1 pl. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987, pp. 574-585)
- 1964a: Der Herrschertitel Iduq-qut. UAJ 35, pp. 150-157, +1 pl. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987, pp. 484-492)
- 1965: Among the Uighur Documents II. UAJ 36, pp. 263-272, +2 pls.
- ATG: A. von Gabain, *Alttürkische Grammatik* (3. Auflage). Wiesbaden, 1974.
- Bazin, L. 1991: *Les systèmes chronologiques dans le monde turc ancien*. Budapest / Paris.
- BBAW: Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften.
- BTT: *Berliner Turfantexte*.
- BTT III: S. Tezcan, *Das uigurische Insadi-Sūtra*. Berlin, 1974.
- BTT V: P. Zieme, *Manichäisch-türkische Texte*. Berlin, 1975.
- BTT XIII: P. Zieme, *Buddhistische Stabreimdichtungen der Uiguren*. Berlin, 1985.
- BTT XIV: T. Thilo (ed.), *Katalog chinesischer buddhistischer Textfragmente*, II. Berlin, 1985.
- BTT XVI: D. Cerensodnom & M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung*. Berlin, 1993.
- Caferoğlu, A. 1934: Uygurlarda hukuk ve maliye ıstlahları. *Türkiyat Mecmuası* 4, pp. 1-43.
- Clark, L. V. 1975a: On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339). *Central Asiatic Journal* 19-3, pp. 194-198.
- Cleaves, F. W. 1949: The Mongolian Names and Terms in the History of the Nation of the Archers by Grigor of Akanc'. HJAS 12, pp. 400-443.
- 1952: The Sino-Mongolian Inscription of 1346. HJAS 15, pp. 1-123, +7 pls.
- 多魯坤=闢白爾 (Dolkun, K.)・梅村 坦・森安 孝夫 1990: 「ウイグル文仏教尊像受領命令 文書研究」『アジア・アフリカ言語文化研究』40, pp. 13-34, -2 pls.
- DTS: B. M. Надеяев et al. (eds.), *Древнетюркский Словарь*. Ленинград, 1969.
- 海老澤 哲雄・宇野 伸浩 1995: 「C. de Bridia による *Hystoria Tartarorum* 訳・注(1)」『内陸アジア言語の研究』10, pp. 13-66.
- ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkic*. Oxford, 1972.
- ETHV: R. R. Arat, Eski Türk hukuk vesikaları. *Journal de la Société Finno-Ougrienne* 65-1, 1964, pp. 11-77, -6 pls. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987, pp. 506-572)
- Franke, H. 1962: Zur Datierung der mongolischen Schreiben aus Turfan. *Oriens* 15, pp. 399-410.
- 1971: Ein mongolishes Brieffragment aus Turfan. ZAS 5, pp. 17-26.
- 1975: Ein mongolischer Freibrief aus dem Jahre 1369. UAJ 47, pp. 64-71, -1 pl.
- 1978: A Sino-Uighur Familiy Potrait. Notes on a Woodcut from Turfan. *Canada Mongolia Review* 4-1, pp. 33-40, +2 pls.
- Haenisch, E. 1940: *Steuergerechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft*. Leipzig.
- 韓 雪昆 1992: 「察合台汗国銅幣の発現及初步研究」『新疆文物』1992-1, pp. 8-14, -1 pl.
- 羽田 明・山田 信夫 1961: 「大谷探検隊将来ウイグル字資料目録」『西域文化研究』4, 法藏館, pp. 171-206, +pls. 11-37.
- 羽田 亨 1957: 「元朝駅伝雜考」『羽田博士史学論文集』上巻歴史篇, 東洋史研究会, pp. 32-

114. (初: 東洋文庫, 1930)

HJAS: *Harvard Journal of Asiatic Studies*.

黃 時鑑 1988: 「阿刺吉与中国焼酒の起始」『文史』31, pp. 159-171.

黃 文弼 1954: 「吐魯番考古記」(考古学特刊第3号) 中国科学院.

Intro.: L. V. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Dissertation of Indiana Univ. (Bloomington) Ph.D., 1975.

岩村 忍 1943: 「元代葡萄酒考」「蒙古史雜考」白林書房, pp.3-13. (初: 蒙古善隣協会(編)「内陸アジア2」生活社, 1942)

Jarring, G.: *An Eastern Turkic-English Dialect Dictionary*. Lund, 1964.

蔣 其祥・李 有松 1990: 「新疆博樂發現的察合台汗國金幣初步研究」「新疆文物」1990-2, pp. 71-80, +pl. 4.

Kara, G. (Kapa, Д) 1971: Un fragment mongol de Tourfan. AOH 24-2, pp. 165-171, -1 pl.

——— 1972: *Книги монгольских кочевников*. Москва.

加藤 和秀 1978: 「チャガタイ・ハン国成立」「足利惇氏博士喜寿記念オリエント学・インド学論集」日本オリエント学会, pp. 143-160.

北村 高 1987: 「孟速思一族供養図」について「神女大史学」5, pp. 83-105.

Kowalewski, J. É.: *Dictionnaire mongol-russe-français*, I-III. Kasan, 1844-49.

Laufer, B. 1919: *Sino Iranica*. Chicago.

Le Coq, A. von 1913: *Chotscho*. Berlin.

——— 1926: *Auf Hellas Spuren in Ost-Turkistan*. Leipzig.

Lessing, F. D. (ed.): *Mongolian-English Dictionary*. Berkeley / Los Angels, 1960.

李 経緯 1996: 「吐魯番回鶻文社会経済文書研究」新疆人民出版社.

Ligeti, L. 1965: Le lexique mongol de Kirakos de Gandzak. AOH 18, pp. 241-297.

——— 1966: Un vocabulaire sino-ouigour des Ming. Le Kao-tch'ang kouan yi-chu du Bureau des traducteurs. AOH 19, pp. 117-199, 257-316.

——— 1967-1968: Documents sino-ouigours du Bureau des Traducteurs. AOH 20, 1967, pp. 253-306; AOH 21, 1968, pp. 45-108.

——— 1969: Glossaire supplémentaire au vocabulaire sino-ouigour du Bureau des traducteurs. AOH 22, pp. 1-49, 191-243.

——— 1972a: *Monuments préclassiques I. XIII-XIV siècles* (Monumenta Linguae Mongolicae Collecta II). Budapest.

——— 1972b: *Monuments en écriture 'phags-pa* (Monumenta Linguae Mongolicae Collecta III). Budapest.

LRP: E. G. Pulleyblank, *Lexicon of Reconstructed Pronunciation in Early Middle Chinese, Late Middle Chinese and Early Mandarin*. Vancouver, 1991.

町田 隆吉 1990: 「トゥルファン出土文書に見える仏教寺院名について」「東京学芸大学付属高校大泉校舎研究紀要」15, pp. 27-42.

間野 英二 1992: 「カーシュガリー『トルコ語辞典』に見える農業関係の語彙」「中近東文化史論叢(藤本勝次・加藤一朗両先生古稀記念)」同古稀記念会, pp. 1-23.

松井 太 1997a: (評) S.-Ch. Raschmann, *Baumwolle im türkischen Zentralasien*. 「内陸ア

- ジア言語の研究】12, pp. 99-116.
- 1997b: 「カラホト出土蒙漢合璧税糧納入簿断簡」「待兼山論叢(史学篇)」31, pp. 24-49, -1 pl.
- 1998a: 「モンゴル時代ウイグリスタン税役制度とその淵源」「東洋学報」79-4, pp. 026-055.
- 松川 節 1995: (評) D. Cerensodnom & M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung*. 「東洋史研究」54-1, pp. 105-122.
- 護 雅夫 1997: 「ウイグル文消費貸借文書」「古代トルコ民族史研究」Ⅲ, 山川出版社, pp. 337-405. (初:「西域文化研究」4, 法藏館, 1961)
- 森安 孝夫 1985: 「ウイグル語文献」山口瑞鳳(編)『敦煌胡語文献(講座敦煌6)』大東出版社, pp. 1-98, -3 pls.
- 1990: 「ウイグル文書劄記(その二)」「内陸アジア言語の研究」5 (1989), pp. 69-89.
- 1991: 「ウイグル=マニ教史の研究」(『大阪大学文学部紀要』31/32) 大阪.
- 1994: 「ウイグル文書劄記(その四)」「内陸アジア言語の研究」9, pp. 63-94.
- 1997a: 「オルトク(斡脱)とウイグル商人」「近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発」(平成7・8年度科学研究費補助金基盤研究B2研究成果報告書) pp. 1-48.
- 1997d: 「《シルクロード》のウイグル商人」「岩波講座世界歴史11・中央ユーラシアの統合」岩波書店, pp. 93-119.
- Muhamedyarov, S. & I. Vásáry 1987: Two Kazan Tatar Edicts (Ibrahim's and Sahib Girey's Yariks). In: G. Kara (ed.), *Between the Danube and the Caucasus*, Budapest, pp. 181-216.
- 那波 利貞 1941-1942: 「中晚唐時代に於ける燉煌地方仏教寺院の礪礮經營に就きて(上・中・下)」「東亞經濟論叢」1-3, 1941, pp. 23-51; 1-4, 1941, pp. 87-114; 2-2, 1942, pp. 165-186.
- 中村 淳・松川 節 1993: 「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」「内陸アジア言語の研究」8, pp. 1-93, +8 pls.
- 小田 壽典 1984: 「1330年雲南遠征余談」「内陸アジア史研究」1, pp. 11-24.
- 1987: 「ウイグルの称号トウトゥングとその周辺」「東洋史研究」46-1, pp. 57-86.
- Oliver, B. 1891: The Coins of Chaghatai Mughals. *Journal of the Asiatic Society of Bengal* 60, pp. 8-16, +4 pls.
- OTWF: M. Erdal, *Old Turkic Word Formation*, I-II. Wiesbaden, 1991.
- Ramstedt, G. J. 1909: Mongolische Briefe aus Idikut-Schäri bei Turfan. *Sitzungsberichte der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften* 1909, pp. 838-848, +Taf. IV.
- Raschmann, S.-Ch. 1992: Einige Bemerkungen zu Steuern, Abgaben und Dienstplicht im uigurischen Königreich von Qočo (13.-14. Jh.). AoF 19, pp. 155-159.
- 1995: *Baumwolle im türkischen Zentralasien* (VdSUA 44). Wiesbaden.
- Röhrborn, K. 1991: *Die alttürkische Xuanzang-Biographie VII. Xuangzangs Leben und Werk*, Vol. 3 (VdSUA 34). Wiesbaden.
- Rybatzki, V. 1997: Einige Hilfsmittel zur Identifikation und Datierung mittelmongolischer ziviler Dokumente. In: A. Berta (ed.), *Historical and Linguistic Interaction between*

- Inner-Asia and Europe (Proceedings of the 39th PIAC, 1996)*, Szeged, pp.269-293.
- 佐口 透 1942: 「チャガタイ・ハンとその時代（上）」「東洋学報」29-1, pp. 78-119.
- 關尾 史郎 1984: 「高昌国における田土をめぐる覚書」「中国水利史研究」14, pp. 1-18.
- 嶋崎 昌 1977: 「高昌国の城邑について」「隋唐時代の東トルキスタン研究」東京大学出版会, pp. 113-147 (初:『中央大学文学部紀要』17, 1959)
- 庄垣内 正弘 1984: 「『畏兀兒館訳語』の研究」「内陸アジア言語の研究」1 (1983), pp. 50-172, -4 pls.
- Sinor, D. 1970: Mongol and Turkic Words in the Latin Versions of John of Plano Carpini's Journey to the Mongols (1245-1247). In: L. Ligeti (ed.), *Mongolian Studies*, Amsterdam, pp. 537-551.
- 杉山 正明 1987: 「西暦 1314 年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」「西南アジア研究」27, pp. 24-56.
- 1990: 「元代蒙漢合璧命令文の研究（1）」「内陸アジア言語の研究」5 (1989), pp. 1-30, -2 pls.
- 1996: 「モンゴル帝国の興亡」下, 講談社現代新書.
- 1997a: 「はるかなる大モンゴル帝国」杉山正明・北川誠一「大モンゴルの時代」中央公論社, pp. 9-290.
- 1997b: 「遊牧民から見た世界史」日本経済新聞社.
- SUK: 山田信夫(著), 小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫(編)「ウイグル文契約文書集成 (Sammlung uigurischer Kontrakte)」1-3. 大阪大学出版会, 1993.
- Tezcan, S. & P. Zieme 1971: Uigurische Brieffragmente. In: L. Ligeti (ed.), *Studia Turcica*, Budapest, pp. 451-460, +6 pls.
- Тихонов, Д. И. 1966: *Хозяйство и общественный строй уйгурского государства X-XIV вв.* Москва / Ленинград.
- TMEN: G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neopersischen*, I-IV. Wiesbaden, 1963-1975.
- Tugusheva, L. Yu. 1996: Early Medieval Uighur Records from East Turkestan. *Manuscripta Orientalia* 2-3, pp. 8-15, -4 pls.
- UAJ: *Ural-Altaische Jahrbücher*.
- 梅村 坦 (Umemura, H.) 1977a: 「違約罰納官文言のあるウイグル文書」「東洋学報」58-3/4, pp. 01-040.
- 1977b: 「13世紀ウイグリスタンの公権力」「東洋学報」59-1/2, pp. 01-031.
- 1981: 「吐魯番県展覧館展示回鶻文公文書」「中嶋敏先生古稀記念論集」下, 汲古書院, pp. 45-66.
- 1987: 「ウイグル文書「SJ Kr. 4/638」「立正大学教養部紀要」20, pp. 35-87, -10pls.
- 1990a: Uyghur Manuscripts Preserved in the People's Republic of China. In: A. Haneda (ed.), *Documents et archives provenant de l'Asie Centrale*, Kyoto, pp. 175-186.
- 1990b: 「中国現存ウイグル古文書覚書」「内陸アジア史研究」6, pp. 27-42.
- 1991: 「中国歴史博物館蔵「吐魯番考古記」所收回鶻文古文献過眼録」「中国歴史博物館館刊」15/16, pp. 157-163, +pls. 5-8.

- 宇野 伸浩 1989: 「オゴディ・ハンとムスリム商人」『東洋学報』70-3/4, pp. 71-104.
- URD: C. E. Малов, Уйгурские рукописные документы экспедиции С. Ф. Ольденбурга.  
*Записки Института Востоковедения Академии Наук* 1, 1932, pp. 129-149, +6 pls.
- USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1928.
- UW: K. Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch*, 1-5+. Wiesbaden, 1977-1994+.
- VdSUA: *Veröffentlichungen der Societas Uralo-Altaica*.
- Wb: W. W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuch der Türk-Dialecte*, I-IV. St. Petersburg, 1893-1911.
- Weiers, M. 1967: Mongolische Reisebegleitschreiben aus Čayatai. ZAS 1, pp. 7-54, -2pls.  
『維漢詞典』新疆人民出版社, 1982.
- 山田 信夫 (Yamada, N.) IV: 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, 1965, pp. 87-216, +pls. 1-6. (Rpt. in SUK 1 [IV])  
—— V: 「イスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類」『西南アジア研究』20, 1968, pp. 11-29, +pls. 31-32. (Rpt. in SUK 1 [V])  
—— VI: 「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大学文学部紀要』16, 1972, pp. 161-268, +pls. 1-12. (Rpt. in SUK 1, VI)  
—— XII: Four Notes on Several Names for Weights and Measures in Uighur Documents. In: L. Ligeti (ed.), *Studia Turcica*, Budapest, 1971, pp. 491-498. (Rpt. in SUK 1 [XII])  
—— XVI: 「カイイムトゥ文書のこと」『東洋史研究』34-4, 1976, pp. 32-57. (Rpt. in SUK 1 [XVI])
- 楊 富学 1990: 「海外見刊回鶻文社会経済文献総目」『中国敦煌吐魯番学会研究通訊』1990-1, pp. 9-23.
- ZAS: *Zentralasiatische Studien*.
- Zieme, P. 1974: Ein uigurischer Landverkaufsvertrag aus Murtuq. AoF 1, pp. 295-308.  
—— 1980: Uigurische Pachtakten. AoF 7, pp. 197-245, +Taf. III-XII.  
—— 1981a: Bemerkungen zur Datierung uigurischer Blockdrucke. *Journal Asiatique* 269, pp. 385-399.  
—— 1981b: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. AoF 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.  
—— 1982: Ein uigurisches Familienregister aus Turfan. AoF 9, pp. 263-267, +Taf. XI-XII.  
—— 1994: Samboqdu et alii. Einige alttürkische Personennamen im Wandel der Zeiten. *Journal of Turkology* 2-1, pp. 119-133.  
—— 1997: Alkoholische Getränke bei den alten Türken. In: A. Berta (ed.), *Historical and Linguistic Interaction between Inner-Asia and Europe* (Proceedings of the 39th PIAC, 1996), Szeged, pp. 435-445.
- ツイーメ (P. Zieme)・百濟 康義 1985: 「ウイグル語の觀無量寿經」永田文昌堂.

**付記** 本稿は平成 10 年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究および特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。